

令和3年3月15日（月） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	小口 俊明
副委員長	住友 珠美	〃	藤江 竜三
委員	石井 伸之	〃	稗田美菜子
〃	古濱 薫		

○委員外議員

議員	上村 和子
----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	子ども家庭部長	松葉 篤
副市長	竹内 光博	児童青少年課長	川島 慶之
政策経営部長	宮崎 宏一	生活環境部長	黒澤 重徳
市長室長	吉田 徳史	(兼) 防災安全担当部長	
政策経営課長	簗島 紀章	(兼) 健康福祉部参事	
収納課長	毛利 岳人		
行政管理部長	藤崎 秀明	生涯学習・文化・スポーツ 推進担当部長	雨宮 和人
総務課長	津田 智宏	教育総務課長	高橋 昇
建築営繕課長	近藤 哲郎	指導担当課長	荒西 岳広
職員課長	平 康浩	くにたち中央図書館長	氏原 恵美
防災安全課長	古沢 一憲		
健康福祉部長	大川 潤一	オンブズマン事務局長	佐伯 真
健康づくり担当課長 (兼) 新型コロナウイルス ワクチン接種対策調整担当課長	橋本 和美		

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○会議に付した事件等

1. 議 題

(1) 第6号議案 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例案

- (2) 第8号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案
- (3) 第9号議案 公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案
- (4) 第21号議案 令和2年度国立市一般会計補正予算（第13号）案
（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、民生費、消防費、教育費、諸支出金）

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
第6号議案	市長等及び教育長の給与の特例に関する条例案	3.3.15 原案可決
第8号議案	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案	3.3.15 原案可決
第9号議案	公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案	3.3.15 原案可決
第21号議案	令和2年度国立市一般会計補正予算（第13号）案 （歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、民生費、消防費、教育費、諸支出金）	3.3.15 原案可決

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 第6号議案 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第6号議案市長等及び教育長の給与の特例に関する条例案を議題と致します。当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。それでは、第6号議案市長等及び教育長の給与の特例に関する条例案について補足説明をさせていただきます。

本条例案の趣旨でございますが、コロナ禍による市民生活への影響等を総合的に勘案し、市長の任期中において、市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の減額措置を講じるため、条例を提案するものでございます。

内容でございますが、第1条第1項は、市長及び副市長の給料月額をそれぞれ15%、7%減ずるものであり、第2項は、退職手当の算定においては、第1項の規定を適用しないものとしております。

第2条は、市長及び副市長の期末手当の支給においては、第1条第1項の規定による減額後の給料月額により計算した金額を支給するものとしております。

第3条第1項は、教育長の給料月額を4%減ずるものであり、第2項は、退職手当の算定においては、第1項の規定を適用しないものとしております。

第4条は、教育長の期末手当の支給においては、第3条第1項の規定による減額後の給料月額により計算した金額を支給するものとしております。

付則でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するもので、市長任期の令和6年12月24日限りでその効力を失うものとし、現市長が任期前に退職した場合、退職日限りで、その効力を失うものとしております。

なお、本条例により減額される額でございますが、年間で、理事者3人合計で393万9,077円となります。令和3年度については、この同額を新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てる予定でございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 それでは、伺います。まず、令和2年の10月か11月に特別職の報酬審議会で答申が出ていたと思います。そこでどのような答申が出されていたのか、まずお伺いいたします。

○【平職員課長】 お答え申し上げます。令和元年11月に特別職職員報酬等審議会に諮問いたしまして、令和2年9月に答申を頂きました。その内容でございますが、幾つかポイントがございます。まず1つは、給与の抑制措置、暫定的な形ということで、一時的、緊急措置的な性格の強い給与抑制措置については、基本的には解除し、本則に戻すことが妥当だろうという内容がございました。

また、給料につきましては、現在の本則に定められた額の水準というのはおおむね適正であり、今回の改定においては、引上げも引下げもしないのがよいという答申の内容になっております。また、期末手当であったり、退職手当の支給月数についても、現在の形は適正な水準であるという内容になってございます。

また、付言として2点ございまして、1つは、最後に本則を改定したのが平成8年というかなり昔

になっております。この間、かなり期間が空いてしまったことによって、大きく社会経済の状況が変化したのが、なかなか適切に反映しがたくなってきたというところがあったことを踏まえて、市長の任期である4年に1度程度は見直すとか、大きく社会情勢が変化したときに見直すとか、そういう定期的に議論することを検討されたいというのが附帯意見の1つです。

もう1つが、先ほど行政管理部長が申しあげました、新型コロナウイルスの影響についての附帯意見もございまして、審議の過程では、まさにその審議を開始したときは、新型コロナウイルスが発生していない中でした。その状態で資料等を整理しながら、若干経済状況であったり、他市の状況を比較検討しながら審議を進めたんですが、その途中に、まさに新型コロナウイルスで大きく変わってしまったというところがありました。

ただ、その時点では、社会経済状況にどのような影響があるか、なかなか正確に見通せないという中で、ただ、一方では、市民生活に大きな影響を与えるというのは、委員、皆さんの一致した意見でございましたので、そういったことも含め、平時における適正水準は今の水準なんだが、コロナ禍の影響については、それも踏まえて市長に対応していただきたいという、そのような附帯意見がございました。答申の内容については、そのような内容になっております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。それから、これをコロナ基金にこれから積んでいくと思います。コロナ基金条例のほうは条例のみで、細則とか規則とかというのがないんです。それは大抵あるものなのかなと認識しているんですが、ないのは理由があるのかどうかお伺いいたします。

○【箕島政策経営課長】 基金条例の規則についてですが、大半が実は基金条例は規則がないんです。例えばあるものとしては、公共料金支払基金条例は規則があるんですが、これは細かい手続ですとか、支払いの方法とか、そういったことを定めておりますので、コロナ基金条例については、特段規則は定めていないところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。私は以上です。ありがとうございます。

○【小口俊明委員】 それでは、伺います。今回、減額ということの措置をする条例案でありますけれども、先ほど来のやり取りを伺っていて、コロナ禍における対応ということ、基金にということところが大きな目的なのかなというところが改めて見えてまいりました。そういうことでよろしいのか、その趣旨をもう一度伺います。

○【平職員課長】 そのように考えていただいて間違いのないと思います。市民生活への影響が非常に大きいところを市長の判断として、副市長、教育長の同意を得る中で提案させていただくものと御理解いただきたいと思います。

○【小口俊明委員】 ありがとうございます。そういう趣旨であるということでありまして、市長をはじめ理事者、自ら市民とともにコロナ禍というところに立ち向かっていこうという思い及び実質的にその金額を基金に積んで政策に、あるいは対応のために役立てていくと、その2つの意味があるのかなと理解をするところでありますけれども、市長のお考えを伺っておきたいと思っております。

○【永見市長】 まさに今委員がおっしゃられたとおりでございます。やはりまだコロナの影響が収まっているわけではございませんし、経済的に苦しい方々も多くいらっしゃる。そしてまた、市のほうもそのための対策の財源は確保していかなければならない。額は多くはありませんけれども、理事者3人が減額をして、市民に寄り添うだけではなくて、その結果として財源補填もしながら政策を遂行していきたい、このような意思を表明させていただいたものでございます。以上でございます。

○【小口俊明委員】 市長の姿勢については分かりました。

それでもう1つ、具体的な数字の部分でございますけれども、恐らくは1年前と同様なのかなとは考えます。市長が15で、副市長が7で、教育長が4という数字になっているんですかね、100分のということでもありますけれども、数字を設定したところの背景、あるいは考え方についても一度伺います。

○【永見市長】 これはまさに私の意思でございますので、事務的じゃなくて私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。実は、多摩26市でこのような措置を取っている首長は、前回20%カットしたときに、短期的には1か月間15%、10%カットするという市長はありましたけれども、前は去年の12月まで3か月、ここから改めてという市はございませんでしたので、比較検討する市はございません。しかしながら、この間、私、市長になってから、15%ないし20%の削減をしながら、財政運営を何とか市民に寄り添った形で行える、こういう努力をさせていただいてきた経過がございます。それを踏まえ、今回15%、7%、4%という決断をさせていただいたということでございます。

○【小口俊明委員】 分かりました。市長は20%という期間もあったということでありまして、また、今回は15、7、4ということだという表明でありました。ありがとうございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 本条例案には賛成の立場で討論させていただきます。

行政のトップ3人が、市民生活のために自らの報酬を減額する条例案です。これは当初予算でコロナ基金に減額分、この報酬減になった分が積みまわっていますし、それは新型コロナウイルス対策のみに使われる基金ですので、ほかのことに使われる、よく新聞などで騒がれているようなことがないということも確認できましたので、そういった面では安心しております。

また、報酬審議会では本則に戻すことということも答申を受け、また、その本則の金額については手当も含めて妥当であると。けれども、コロナの影響は踏まえてくださいということをしかりと踏まえた上で、本則には戻さずにコロナ対応にしかりと対応していくという、そして、今回、前回の条例とちょっと違うところは、永見市長の任期のみに限るということを明確にしたというのは、これまで長く行政に携わってきたことで見えてきたからこそ、こういう具体化した条例になっているんだと思えます。

新型コロナウイルスの闘いがいつ終わるか分からない中で、変異株等いろいろなことも出てきています。そういった中でしかりと対応できるように、市長をはじめとした理事者の方たちの報酬の一部を基金に積んでいく本条例案には賛成とさせていただきます。

○【住友珠美委員】 賛成の立場で討論いたします。

今、お聞きしますと、市長からの答弁の中で、多摩26市の中でも長期的にこの対策を立てている市がなかったという点と、また、減額した分を、今、本当に大変なコロナ基金に積み立てるといったことでは、私は適切な判断だったと評価させていただきます。

また、永見市政の間の対応ということも加えられていることで、これは新たな市政になったときに検討ができるという余地があるところも評価いたしまして、簡単ではありますが、賛成とさせていただきます。

○【小口俊明委員】 それでは、討論を致します。

コロナ禍という未曾有の災害ともいえるべき感染症の拡大に際しまして、市長をはじめ理事者の皆さ

んが自らの給与を減額して臨んでいるという姿勢に対しまして、敬意を表するものであります。

議会においても、これまで政務活動費の返上と常任委員会での視察の中止による経費の捻出によって、コロナ禍に対応するための基金への拠出を実施してまいりました。今後のことにつきましても同様の方向で進んでいるものと理解しています。

ワクチン接種の実施の時期が目前に来ております。また、いまだコロナ禍が鎮静化していないという状況であるとも認識しております。本案は、コロナ禍を乗り越えていく姿勢を明確にし、そしてまた、実質的にそのための費用を拠出していこうという趣旨でありますから、高く評価し賛成と致します。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(2) 第8号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第8号議案職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第8号議案職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案について補足説明をさせていただきます。

なお、補足説明におきましては、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第2条第10号に定めるパートナーシップ関係につきましましては、単にパートナーシップ関係とし、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例については、単に勤務時間条例と省略して説明をさせていただきます。また、新旧対照表を総務文教委員会資料No.31として提出させていただいておりますので、併せて御確認いただければと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、本条例案は、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第7条における「事業者等の責務」を国立市として果たすとともに、国立市職員がパートナー関係の形態や性別、性的指向、性自認にかかわらず、安心して働き続けることのできる環境を整えることを目的として、これまでの法律婚に加え、パートナーシップ関係にある職員も休暇制度等を利用できるようにするため、勤務時間条例、職員の給与に関する条例、国立市職員退職手当支給条例の3つの条例を一部改正するものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。まず第1条は、勤務時間条例の一部改正でございます。勤務時間条例第10条中「女性職員」を「職員」に改めますが、これは性の多様性を考慮した改正でございます。

なお、第10条の3、妊娠中の女性職員に対する通勤緩和措置、第10条の4、産前、産後の休養、第10条の7、出産支援休暇、第10条の8、育児参加休暇に関しても同趣旨の改正を行っております。

次に、結婚休暇について規定した、第10条の2中「職員が結婚するとき」の次に「(婚姻の届出をしていないが、パートナーシップの関係となるときを含む。)」を加え、職員がパートナーシップ関

係となったときは結婚と同等に取り扱うことができるように改正するものでございます。

次に、配偶者の出産に当たり子の養育その他家事等を行うために取得できる出産支援休暇について規定した第10条の7でございますが、「配偶者」の次に「または婚姻の届出をしていないが、当該職員とパートナーシップの関係にある者」を加え、パートナーシップ関係にある者を配偶者と同等に取り扱うことができるよう改正するものでございます。

また、配偶者と職員とパートナーシップ関係にある者を「配偶者等」とし、以降出てくる第10条の8、育児参加休暇、第10条の9、介護時間、第11条、忌引におきまして、同趣旨の改正を行っております。

第10条の11、介護休暇、第10条の12、短期の介護休暇、第10条の13、子どもの看護休暇の3つの休暇でございますが、これらの制度につきましては、名称は休暇となっておりますが、実務上は欠勤または職務専念義務の免除として取り扱っていたところでございます。しかしながら、これらは全て育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児・介護休業法でございますが、こちらに根拠を持つ制度でございまして、現在の社会情勢として休暇として整理することが望ましいと考えられますので、今回の改正に併せて勤務時間条例上の休暇として位置づけるものでございます。

次に、第2条は、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。給与条例中、扶養手当の受給要件に関して規定した第7条第2項中、配偶者の後に「または職員とパートナーシップの関係にある者であつて、婚姻の届出をしていないが、事実上その職員と婚姻関係と同様の事情にあるもの」を加え、職員とパートナーシップ関係にある者で、所得や扶養関係等一定の要件に該当した者を扶養手当の対象とできるようにするものでございます。

また、配偶者と職員とパートナーシップ関係にある者を併せて「配偶者等」とし、扶養手当の額を定めた第7条第3項、扶養手当の変更事由について定めた第8条中「配偶者」を「配偶者等」に文言整理いたします。

次に、第3条は、国立市職員退職手当支給条例の一部改正でございます。失業者の退職手当の特例について定めた第10条でございます。地方公務員は、一般的には雇用保険法の適用除外でございますが、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たない場合で、当該職員の失業が継続している場合など、一定の場合に退職手当と失業等給付相当額の差額分が失業者の退職手当として支給される仕組みとなっております。職員がその対象となる場合で、公共職業訓練等を受けるために、当該職員により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合は、雇用保険法に規定する寄宿手当に相当する額を支給することになりますが、その同居の親族に職員とパートナーシップの関係にある者を含める改正を行うものでございます。

次に、第11条については、死亡退職手当の受給対象遺族の範囲及び順位について規定した条文でございますが、配偶者の後に「または職員とパートナーシップの関係にある者であつて、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時、事実上当該職員と婚姻関係と同様の事情にあつたもの」を加え、職員の死亡当時、職員とパートナーシップ関係にあつたものが当該職員と婚姻関係と同様の事情にあつた場合には、死亡退職手当の受給対象遺族として取り扱うことができるようにするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 では、何点か質疑させていただきたいと思います。ジェンダー平等の観点からも今回大きく前進できたと思いますが、ここでやはり心配なのはアウトティングの問題であると思います。職員に対する周知の仕方、どのようにするのかということが気になるんですけども、やり方と時期について具体的なことは考えていらっしゃるのかということと、4月1日からこれが施行されるとなると、どの点でそういったことを行うのか、周知の仕方です。その点を1点お伺いいたします。

○【平職員課長】 アウトティングについては、しっかり対応していかなければいけないと考えております。今、市長室のほうで多様な性のガイドラインを策定しております、今週中に職員に対して、そのガイドラインの説明会を行う予定でございます。その中で周知を図っていくのと、職員課としても制度の開始前に、この制度の内容について庁内に周知していくと、その中でアウトティングが重大な人権侵害であるということを、そこもしっかり周知をして体制を整えていきたいと考えています。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。課長が本当に力強く言ってくださったので、ぜひお願いしたいところです。また、一步踏み込んで、私はこの制度をつくっていくところで、とてもセンシティブな部分があると思うんですけども、特に管理職の理解促進が重要なかと考えているんです。その辺りの対応というのは何かお考えになっているところはありますか。

○【平職員課長】 こちらも管理職向けに周知をしていこうと考えております。管理職は所属している職員の休暇の承認権限を持っております。ですので、休暇を取得している理由等を確認する中で、また、取得時期を調整したり、そういったこともやります。その過程で事情を知り得る立場になる場合があると。そういったことを、例えばですけど、結婚休暇を取るときに、結婚休暇である程度長いので、どの時期に取るかとか、そういう調整というのは必要だと思います。ただ、例えば相手について不要な詮索を行って、本人から言い出しもしないのに言わざるを得ないような、相手について話さなければいけないような状況になるとか、そういうことはあってはならないですし、そういった結構細部における配慮みたいなものも必要になってくると思いますので、これはしっかり考えて周知をしていきたいと考えております。

○【住友珠美委員】 課長おっしゃったとおり、休暇の取得権限が課長さんとかがあるそうなんですけど、理由の強要になってはいけないと思いますし、その辺、すごくさじ加減が難しいところなのかなというのは理解するところなんですけど、ぜひそういったところの理解促進、徹底を重ねてお願いしたいと思うところです。

あと子供に関する休暇について伺おうと思うんですけども、今回、説明書の中に、子供に関する休暇が子供の看護休暇と、あと手当もありましたね。子供に関する休暇などはどんなことが盛り込まれているか教えてもらえますか。

○【平職員課長】 今回の改正で、事実婚の方であったり、同性パートナーをお持ちの職員が新たに取得できる子供に関する休暇ということだと思います。まず、出産支援休暇、これは子供というか配偶者等のところになってくると思いますけれども、あとは育児参加休暇、あとは育児時間、1歳3か月に満たない子供を養育している方が時間で取っていただける休暇です。あとは子の看護休暇です。その辺りもこれまで事実婚の方も同性パートナーの方も基本的には対象となっていなかったというふうに考えていますが、そこは対象となってくるというところでございます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。これはしっかりと事実婚だけではなく、同性パートナーの方も、現在、ちょっと聞くところによると、同性パートナーでお子さんを育てている方も多いと聞きますが、その方にもきちんと適用されるということで理解してよろしいんですね。

○【平職員課長】 こちらについては適用されると御理解いただいて大丈夫です。

○【小口俊明委員】 それでは、伺います。私もこれが非常にいい制度の改正という中では、アウトティングとなつては絶対にならないという思いであります。その意味で、先ほど他の委員が質疑をされた部分については、職員の意識のところ、それから管理職の意識のところ、ここを徹底してアウトティングにならないようにということで力を入れてくださる、そういう御答弁だったかと思えます。

さらに、もしこうした制度を使っていこうとされる職員がいた場合に、具体的な事務手続のところを伺いたいんですけど、多分、本人からの申出ということになると思うんです。これは例えば基本はパートナー関係にある人がいるということをお届け出のかなと思えますけれども、その下で、それに基づく様々休日とか休暇とか、あるいは扶養の関係ですとか、関係書類の提出とか、様々事務手続があると思えます。一連の手続関係の流れについて伺いたいと思えます。

○【平職員課長】 手続のところでございます。まず、考え方として、今回手続において極力というか、ほぼというか、法律婚と手続は異ならないように、そこの扱ひも同じようにしようというような考え方で考えております。現行として、多くの休暇制度は本人の申告に基づいて、書類等での確認、要件確認というのは省略しております。例えば結婚休暇を取得する際に、配偶者との関係が本当に結婚しているかとか、挙式日から取れるんですけど、挙式日はいつなのか提出させるとか、そういったことはしておりません。基本的には休暇制度ですので、性善説というところに基づいて認定をしているというところではあります。

つまり、パートナーの方においても取得するというのを申告していただいて、例えば自分が事実婚ですとか、同性パートナーですとか、そういったことを申告することは不要です。ですので、基本的に職員の方が取得する中で、御自分から言わなければアウトティングは起こりにくい部分はあると思えます。ただ、全部が全部申告だけというわけではなくて、例えば、種類としては少ないですけど、介護時間、介護休暇であったり、あとは育児時間、この辺りについては、例えば要介護者の状況とか、育児時間については、子供が1歳3か月に満たないということとか、その辺りを確認しておりますので、その部分については要件確認をしていく中で、確かに所属長が知り得るという可能性はあるということではございます。そこについては、手続というよりは、職員の意識と認識を高めていく中でしっかり対応していくと考えております。

また、扶養手当と死亡退職手当でございますが、扶養手当については、承認権者は、職員課長が諸手当の承認権限を持っております。ただ、これまで慣例で所属長の、例えばそれぞれの所属している課長の判こなんかもついていたんです、様式の中に。ただ、これは不要ですので、承認権者は私ですから、職員課に直接提出するように事務手続の流れも見直して、アウトティングが起こりにくい、不要な人が知る可能性を少しでも減らすという対策はしておりますし、今後も事務手続の考え方については、逐次改善が必要であれば改善していく。現時点ではそのような対策をしてやっていくと考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 ありがとうございます。事務手続的にもアウトティングになりにくい事務を考えたながらやっていると、これからも随時見直しを続けながらアウトティングにならないような努力を重ねていただけると、このように理解してよろしいですか。

○【平職員課長】 そのように御理解いただいて結構です。

○【古濱薫委員】 よろしくお願ひします。今、他の委員からアウトティングへの注意をしっかりとやっていくという質疑と答弁がありましたが、やはり初めてすることでもありますし、そのおそれはゼロで

はない。職員の方々からすると、もしも認められたとしても、その過程で少し負担を感じたり、また、万が一、自分の場合は認められなかったなど不本意な気持ちになった、状況になった場合、職員の方は相談ですとか、苦情ですとか、申立てというか相談できる場所があるのかどうかというのと、また、そういったことを、今まで自分たちは認められてこなかったんだという思いで生きてきたというか、そういう方々ですから、やっぱり不安があると思います。また、職員課長に直接の申請でよいとはいえ、それさえためらう気持ちもあるかと思えます。そういった、利用を控えるようなおそれとか、そういうことは考えられると思うんですけども、そういったことは好ましくないし、適切な取扱いで皆さんに利用していただきたい。そのための改正ですから、その辺は、2点どのように考えるか教えてください。

○【平職員課長】 まず、1点目の相談のところですが、現時点では職員に周知する際に、自分が該当するか不安な方はきっといらっしやると思っております。そういった方は職員課に相談してほしいということを併せて周知をしていこうと思っております。ただ、現時点でまだ、例えばその判断とか、その内容にちょっと御不満があった場合に申立てをできる場所とか、別に相談窓口をもう1個つくるとか、ちょっとそこまでまだ検討できていないところがありますので、それについては、今後、庁内で検討してまいりたいと考えております。

もう一点、職員が利用する不安をなくし、できるだけ利用してもらおうというところですが、先ほどの他の委員さんの質疑に答えたときと同じように、基本的には申告で性善説に基づいて、言いたくない人は言う必要もないですし、今回パートナー制度の導入に伴ってつくる制度ですけど、パートナー制度の利用は、当然要件にはなっておりませんので、言いたくない人は言わなくてもいいと。そういうことも併せて周知をきちっとしていければと思います。つまり、職員課としても件数とか実態を把握しようとは思っていないというか、するべきでないというか、そのように考えておりますので、できる限り利用が進むようにと考えております。周知する際に、その辺りのことも併せて周知できればと考えております。以上です。

○【古濱薫委員】 最初の説明会ですとか、説明書の作成をしていると、そこら辺で分かりやすく不安のないようなやり方をお願いします。

次に、パートナーシップ制度をこれから始めようと、市が率先して職員の方々にこういうことを、待遇を変えていこうと、性の多様性とか、結婚の在り方を盛り込んでいく、これは当然のことであり、大変評価もしたいです。今後についてですが、今は特別休暇ですとか、勤務時間など休日等に関わる場所ですが、この整備で完了したと見ていいのでしょうか。もしまだ足りない部分がある、これから着手していきたいとか、そういうところがあるとすれば、どんなことかお聞かせください。

○【平職員課長】 職員の休暇制度であったり、手当、金銭的な給付を含めたところにつきましては、現時点では対応できるところは対応できたと考えております。ただ、これで完璧というところまで思っているわけではないので、今後、新たな課題であったり、新しく制度を運用していく中では、別の課題なんかも出てくるでしょうし、また、世の中が変わっていく中で、また新たな問題であったり、つくらなければいけない制度なんかも出てくると思いますので、それは適宜対応して、今後も見直しを図っていききたいと考えております。

○【古濱薫委員】 おっしゃるとおりだと思います。社会的な状況で、常に、これで完了ではなく、出来上がったものではなく、生き物のように見直していくことが大事だと思います。私は子供を持つ親なので、市役所に来たりすると、学校などでも様々な場面で子供の書類を書くんですけども、そ

こにも性別に男女の丸をつける欄が必ずとっていいほどありまして、これに戸惑う保護者とか児童生徒が当然いると想像できるんですね。果たして、子供たちの場面でこういったこと、職員の方ではないですが、必要なのか、市の考えとして伺いたいのと、今後、庁内において職員の新規採用ですとかエントリーシート、性別を書かせる、こういったことを今されていると思うんですけども、続けていくのか、お考えを聞かせてください。

○【吉田市長室長】 まず、全体的な性別欄の件ですけれども、現在、市長室のほうでは、役所全体に様々な申請書ですとか、例えばアンケートですとか、そういった市民の皆様にご記入いただくような帳票というのが多くございます。その中で性別欄が入っているものについては、現在、調査を全庁的にかけておりまして、庁内で約100以上の帳票で現在性別表記のものがあるというところまでは捉えております。ただし、帳票を取る根拠としては、例えば国の法律によるものですか、または一方で市の裁量で捉えているものもございます。今後、こちらの性別欄については、どのような対応を取っていくか。基本的には、性別欄が必要ないものは各所管の判断でそういった記載は落としていたと思いますが、例えば統計を取るとか、何らかの目的のために性別欄が必要な場合には、どのような書き方をすべきなのかということがあろうかと思っております。今後、全体を集約した後に、市としての考え方を全庁に広げまして、性別欄の取り方、記載の仕方というものをまとめていきたいと、このように考えております。

○【平職員課長】 あと市で使うエントリーシートであったり、採用試験の様式のところの御質疑の部分でございますが、国立市の採用試験につきましては、独自の様式で履歴書であったり、エントリーシートを使っておりまして、性別の記載欄についてはかなり前から削除済みで、その記載については求めていない状況でございます。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、第8号議案について、上村和子議員から発言したいとの申出がありました。

お諮りいたします。上村議員の発言を許可することに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって、上村議員の発言を許可することに決定いたしました。なお、申合せにより、委員外議員は委員と重複した質疑及び意見、討論を行うことができず、採決に参加することはできません。また、発言は1議題10分程度となっております。

それでは、上村議員。

○【上村和子議員】 ありがとうございます。では、本条例案について、パートナーシップ制度の4月からの施行と同時に、職員に関しても見直したことを高く評価します。国立市のこのような見直しは、全国の自治体に先駆けるものになるのではないかと思います。どうでしょうか。また、これが実現できた要因は何だとお考えでしょうか。

また、世田谷区がこのたび、新型コロナウイルス対策の特例として設けられた国保の傷病手当金まで広げるということを実現いたしました。こんなことは可能でしょうか。また、間もなく出来上がって議員にも配られるという、長年かかった多様な性のガイドライン、まだ見ておりませんが、この中身との整合性についてはどんなふうになっていますか、伺います。

○【平職員課長】 最初の御質疑でございます。全国の自治体に先駆けるものではないかというところですが、全ての事例を調べ切れているわけではないですが、先進自治体と言われている中でも、そ

れら休暇制度なんかの一つ一つを見ていくと、結構要件が厳しかったり、そういったこともございます。ですので、手続も法律婚と同等にしているというところは、調べる限りではなかったというところがございます。また、扶養手当を支給できる自治体は非常に少ないですし、死亡退職手当まで対象としている自治体は、調べている限りではほかに見当たりませんでしたので、いずれにしても、ここまで包括的に同等に取り扱っているという意味では、恐らく先駆けと言ってもいいのかなと考えております。

2つ目の実現できた要因でございますが、幾つかあると考えてございます。1つは、女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例、この高い理念を掲げている条例の存在というのは1つ大きかったかなと思います。また、パートナーシップ制度の導入について、75%を超える市民が賛成、やや賛成という市民意識の高さというのもございます。

最後は、これは職員課だけではなくて、市長室と、あとは法務担当とか文書法制系の職員、また、理事者にも議論に加わっていただいて、様々な視点で積極的に進めていこうということできっちり議論できたこと、この辺りが担当課長としては大きな要因と考えております。以上です。

○【吉田市長室長】 後半のほうの御質疑についてですが、国保の傷病手当金です。こちらは健康増進課の所管になりますけれども、全体的なところなので、私のほうから答弁いたします。

令和2年第4回定例会、総務文教委員会でも、当時、健康増進課長より検討可能だというような答弁がございました。その後、市長室のほうでは全庁的にパートナーシップ制度に基づいて、もっと拡大できる事業がほかにもないかというような調査をかけてございます。その中で健康増進課からも検討可能ということで前向きな回答を頂いております。今後、全庁的なものについては、条例改正が必要なのかとか、予算が必要なのか、そういったものを確認してまいります。まず、今回の傷病手当金につきましては、現状、健康増進課の考えとしては、女性と男性、多様な性の条例の趣旨に基づいて対象とする方向で考えていくと、このように聞いております。

また、最後、ガイドラインとの整合性というところですが、2年ぐらいかけて庁内の様々な部署、そしてLGBTアドバイザー等々と議論しながら作り上げてきて、この3月に完成いたします。このガイドラインの位置づけは、LGBTやSOGIに関する、私たち職員の行動とか考え方によりどころとなるものとして1冊子として用意するものです。やはり職員の意識、行動が伴わなければ当事者へ対応できないと考えております。今回の整合性というところですが、このガイドラインにも職場の休暇制度等についても触れてございます。この内容についても、職員課とともにつくってきておりますので、整合性は十分取れているものだと考えております。以上です。

○【上村和子議員】 ありがとうございます。今、職員課長のほうからも説明があったように、私も恐らく総合的に見たら、全国でトップを走ったんじゃないかというふうに思っているわけなんです。ですから、総合的に法律婚と同じような手続にしたとか、退職金まで踏み込んだとか、これらのものが条例に基づいて1個ずつ積み上げながら、最初に、職員のLGBT研修のときの缶バッジから始まって、そこからずっと、大体7年ぐらいたったと思いますが、地道に積み重ねた結果、議会に対しても信頼していただきまして、当事者の陳情があって、そしてパートナーシップ制度が全員一致で賛成でいったということで、恐らく国立市議会もトップランナーを走っていると思うんです。内容もそうだと、そのことをちゃんと国や東京都にも、当事者は一番望んでいるから認めていると思うのですけれども、なぜこのようなことが国立市で、日本全国の中でトップを行くような政策がなぜ実現したのかということ整理して、国や東京都にも広げていってほしいと思うんです。

そういう意味で、市長が一番いいんでしょうかね、市長会等で、なぜこれが実現したかということが今回の趣旨の質疑ですけれども、多様な性のガイドラインまで含めて、長年取り組んできたものが徹底されようとしている。このことを市内に広げていくのはもちろんですけれども、これをなぜ実現できたのかということは整理をされて、ちゃんとアピール用に1つつくったほうが、広報用でもいいんですけれども、つくり上げたほうがいいと思うのですが、市長自身は、なぜここまで実現できたかということをおもわれますか。その要因は何なのかということ、市長にもう一度お伺いしたいと思います。

○【永見市長】 条例とか、社会のルールであったり、あるいは規範であったりというものは、住民の意思と乖離したところでは成り立たないと思っております。ですから、住民の多数の意思がこういうことを許容し、あるいは積極的につくり上げていこう、そういう社会をつくっていこうという1つの方向性の集大成の結果が今あるんだろうと思っております。ですから、決してこれは首長がどうこうというよりは、市民の皆様が1つの方向を向いて社会を形成して下さった、そのたまものだろうと思っております。ですから、これは様々なきっかけがあったと思います。今、議員おっしゃったように、渋谷区が条例制定する前から、国立市ではこういうことについて当事者と話し合いをやってきた。こんなこともありましたし、様々な経過の中で少しずつ形成されてきたと、こういう住民意思の強さ、こういうものが現在になっていると思っております。

○【上村和子議員】 まさしく今、市長がおっしゃった住民の多数の意識がそうさせたという、議会もその代表みたいなものですが、割と当事者が必死で頑張っていて、もちろんどの自治体でもですが、カリスマ的な当事者がいて、アピールしてLGBT政策が華やかに打ち出されたりとか、そういうものが、レインボーパレードもそうですけれども、そういったところから最初火がついたと思うんですけど、国立市はむしろそうではなく地道に、職員の缶バッジというんですかね、職員研修から始まって条例制定、それで議会というふうには、割と地道なやり方で積み上げてきたと。それが住民の多数、つまり、LGBTではない、多分大多数の人たちが動いていった。だから本物になっていった。ソーシャルインクルージョンの実現だとまさしく思うわけです。これじゃないと本当の道は開けないし、私はずっと関わった当事者の方から、国立市に住んで本当によかった。毛細血管のところまで分かってもらえる職員の人たちに出会えたことは本当に幸せであったと。でも、これが他の自治体では通用すると思っていないというような言葉を頂いているんです。それはとてもうれしいことだけれど、議会もそうです。国立市議会がみんな分かってくれたと、それは今日の質疑でも分かるように……

○【遠藤直弘委員長】 終了です。

質疑を打ち切り、討論に入ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 では、本案に対しまして討論を致します。

永見市長の下で、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例が制定され、女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例にパートナーシップ制度を位置づけました。その中でも、何人も性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も強制し、もしくは禁止し、または本人の意に反して公にしてはならないとアウトティングの禁止が重要事項の1つである、このように考えております。

本案の運用に当たっても、手続上アウトティングとならないよう細心の注意を払って取り組んでいただきたいと思います。そして、休日、休暇の扱いをはじめ、扶養手当、死亡手当までもきめ細かく目配りをして改正案としていただいておりますことを高く評価いたしまして、本案に賛成と致します。

○【住友珠美委員】 第8号議案には賛成の立場で討論いたします。

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例にパートナーシップ制度が追加されたことにより、職員の休暇など様々関係する3条例が改正されることになりました。私は初めこの議案書だけを見ますと、深い内容まで見えてこなかったために、事務的に行われることなのかなと考えておりましたが、実際に課長から様々内容をお聞きいたしまして、多くの立場の方たちが議論を重ね、ここに至ったといった経緯が分かりました。本当に評価できることです。

また、市役所という職場の福利厚生制度の中に同性パートナーを持つ職員さん、事実婚にある職員さん、婚姻関係にある職員さんと同様に扱う今回の条例案、ジェンダー平等を推進するに当たり、非常に重要な内容であると認識いたしております。

また、こうした見直しをかけることによりまして、異性婚、同性婚の関係なく、パートナー関係にある方々が平等に福利厚生制度を受けることで、さらに働きやすい環境になることを期待いたします。特に、私は子供に関する休暇など、同性パートナー間の子供に対しても適用できることが重要であると感じております。国立市で男女平等参画推進、理念だけでは終わらない、しっかりと中身のあるものとしつつあること、そして、今後さらに改革されていくことを願い、賛成とさせていただきます。

○【古濱薫委員】 第8号議案に賛成です。

これまで性別や法律婚であることによって定められていた休暇、また、手当等が同性パートナーの関係にある方々、事実婚の方々にも現状に応じて適用されるということをやっと実現してくださる、また、異性間の事実婚の方々にも、「パートナーシップの」という言葉が入ることで大変利用しやすくなると思います、大変評価して歓迎したいです。

また、庁内で各種書類の性別欄の必要性を精査中であるということ、新規採用者のエントリーシートについては性別欄の削除もされているということも評価いたします。今後、まだ整備が足りない部分も社会状況に応じて発生してくると思いますが、しっかり見直しして行ってほしいです。特に2者間にとどまらず、家族の形態がどうかという実情に合わせ、職員の方々の処遇を整えると同時に、市民の方々についても必要に応じて、市は、例えば扶養の関係等において家族として取り扱う要件を、税控除など国の基準だけでなく、パートナーシップの関係である方というふうに市独自で考えていくこと、こういったことを望んで賛成とします。

○【稗田美菜子委員】 賛成の立場で討論させていただきます。

休暇をまとめたり、文言整理のために3つの条例案を一括で一部改正する条例案だと思います。1つは、今まで職務免除規程などに定められていたものを条例でしっかり定めることによって、職員さんの権利とできることということは高く評価したいと思いますし、また、それに際しては、法律婚に限らず、パートナー関係にある方々も含めて、なおかつアウトティングにもしっかり配慮していくというようなことなので高く評価いたします。これを実際に運用していくところがすごく大きなところだと思います。他の委員も多くありましたが、国立市のこれがモデルになっていくと思うんです。決めました、決めました、研修しましたとか、先ほど管理職向けの研修もするとか、研修についても細々御答弁がありましたけれども、説明会を開きましたというだけではなかなかうまくいかないと思うんです。

職員さんの中にも様々な方がいらっしゃると思います。そういった方々に対して、公務員だから理解しなければいけないんだよとか、率先してあなたたちが牽引していかなければいけないんだよという押しつけでは全く意味がないと思うんです。逆の意味にまた作用していくことがあると思います。

そうではなくて、自らとか、自然にそういうふうにしていく組織をこれからどうつくっていくか。ルールはできました。これをどう運用していくかということが、まさにこれからの課題だと思いますし、力とか腕の見せどころだと思います。ぜひそこをしっかりと、よくいう多様性という言葉で、私は最近なるべくそれを使わないで、「みんなちがって、みんないい」、金子みすゞさんのを使うようにしているんですけども、それが自然に行動できたり、相手に対してそういうふうに表示できたりする。そういう職員さんたちに、制度として今整えたわけですから、そういう形に中身も伴ってできていくような研修だったり、そういうものにしっかりと取り組んでいただきたいということを強く申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【石井伸之委員】 本条例案は賛成の立場で討論を致します。

まず、そもそもの部分として、この休暇という制度、職場の状況によってなかなか取りにくかったりとか、どうしても職場が忙しいので、ちょっと先に延ばすとか、そういった配慮をする職員がいるとしたら、それは違うんだよという、働く者の権利としてしっかりと、一つ一つの人生のターニングポイントがあるわけですから、これはしっかりと自己実現、自分としての表現として、休暇を取りやすい職場環境をぜひつくっていただくように、まず1つお願いをさせていただきます。

そして、パートナーシップ関係にある方も含めてアウトティングの防止、これは非常に重要な問題であると認識しております。そういった中で情報を漏れないようにする。そういった観点から考えると、紙での申請が本当によいのか。私、できればこういうときこそ電子申請、パソコンの画面の中で申請をして、そして直接、職員課長につながる、そういった形での申請の仕組みというのも1つ検討すべきでないかと感じております。極力、人目に触れる危険性というか、回数が少なくなるように、そういった努力もお願いいたします。

そして、この制度を使いたいと思われている当事者の方が職員課職員の方に相談をする場面があるかと思えます。その際に、職員課長、大変恐縮ですけれども、そういった相談を受けた際にどのように適切に相談に乗っていくか、この点は非常に重要な問題だと思いますので、いつでも職員課に相談に来てください、そういったオープンな態度で職員の方に情報提供していただくようお願いいたします。

そして、もう1つなんですけれども、可能であればなんですが、こういった制度をつくる際に、やはり当事者の声、これをどのように反映していくかという部分があるかと思えます。どのような形で当事者の方の声を聴くかというところは非常に難しい点かと思えますけれども、こういった制度を使う際に、本当に当事者の方が使いやすいものになっているかどうか、こういったところはいろいろな点から検討する必要があると思えます。いろいろな考え方もあると思えますので、そういった点から様々な方の声を聞いて、そしてこの制度が少しでも使いやすく、そしてよりよい制度となるように今後とも努力していただきますようお願いを致しまして、賛成の討論と致します。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。



○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(3) 第9号議案 公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第9号議案公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第9号議案公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明をさせていただきます。

これまで本条例に基づき、公益的法人等に派遣した職員の給与につきましては、派遣を受けた団体が職員に支給し、市が補助金として各団体に補填する形態を取っておりましたが、社会福祉法人くたち子ども夢・未来事業団への職員派遣に伴い、運用について見直し、本条例に基づき派遣する職員の給与は、市が直接給与支払いを行うことと致しました。

本条例案は、そのことに伴い、派遣職員に対し、市が適切に給与を支給することができるよう、通勤手当をはじめとした職員の給与に関する条例に基づく手当を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。派遣職員の給与について定められている条例第4条に通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、管理職手当、勤勉手当を加えるものでございます。

次に、付則でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 それでは、質疑を致します。今、補足の説明があったわけでありましてけれども、数多くの手当等が、直接市が団体等に支給できるということでありまして。このことの市が考えている意義、あるいは目的というところについて伺っておきたいと思っております。

○【平職員課長】 御説明申し上げます。まず、今回直接支給できることによる意義としましては、3点ほどあると考えています。まず、法が想定している趣旨にのっとり運用になるというのが1点目でございます。

2点目ですが、市が直接給与支給することにより、実質的に市が負担している人件費の総体としての把握というのでできやすくなるという点です。

3点目ですが、これは心理的な要素になると思っております。派遣されている職員も、給与支払い者が変わらず市から支給を受けられるということによる安心感といいますか、そういったことも意義というか、効果としてあるのかと思っております。

1点目の法にのっとり趣旨の運用というところの部分でございます。これまでも直接お給料を支払う方法と補助金として支払う方法、間接的に支払う方法、手法としてはあったところですが、いわゆる今回の条例の基となる法律がございまして、その法律においては、市が直接お給料を払うというのは、基本的には例外、原則としては、市が直接払いませんよと。ただし、例外として、市の事業と

密接に関わる場合とか、市の委託を受けた事業を行う場合は、例外的に市が払えると、そちらのほう
が例外というふうになっていたというところがございます。

平成12年にこの法律ができた当時の国の説明としては、補助金として支出して出すかどうか、それ
とも直接支給するかどうか、その判断は自治体の判断というか、手法の1つとしてあったというところ
がございます。ただ、平成24年頃から外郭団体に対する、派遣職員に対する給与の支給の在り方と
か、補助金の支出の在り方について訴訟等が出ていく中で、例外的な規定とはなっていますが、直接
支給できる場合は、それをちゃんと使って直接支給するのが法の想定していることだよと、そのよう
な判断が出ているところであります。

ですので、事業団が設立されて、今回多くの職員を派遣していく中で、事業団さんと法的整理、支
出負担の整理をしていく中でそういったことが分かりましたので、今回を機にそこを適正化していく
と、そのようなことがございます。すみません、長くなりましたが、以上です。

○【小口俊明委員】 今の課長の御説明、よく分かりました。当初は例外ということで、例外でない
幹の部分の制度の活用だったけれども、法律の趣旨はそうではなかったと。最近になって変わったの
かどうか分かりませんが、例外と言っても、外郭団体が市と密接に関連して事業が行われている
のであれば、むしろその例外を積極的に使うんだというのが法の趣旨だということでありました。
その意味でも、今回対応しているくにたち子どもの夢・未来事業団は、国立市と法律の趣旨に沿う意
味でも密接に関連しての事業を行うということで確認をしたいと思っておりますけれども、よろしいでし
ょうか。

○【平職員課長】 そのように考えていただいて結構でございます。

○【住友珠美委員】 今、他委員の質疑から、きっかけが平成26年の裁判で、じかに支払いをすべき
といった判決が出たというところは分かったんですけども、今回、国立市でこの条例案を出す、な
ぜ今回この改定を行うということになるのか、その辺のところを詳しく教えていただけますか。

○【平職員課長】 このタイミングになったということの理由でございます。こちらは今回、国立市
にとっても事業団を設立して職員を派遣するというのは初めてのことでございますので、しかも、人
数もかなり多いということで、子どもの夢・未来事業団さんとかこういう形で、この部分はこちらが負
担して、この部分はこういうふうにしましょうという法的な支出負担の整理をしていく機会がござい
ました。その中で詳細を協議する中で、このような事例があると。全国的にも各市、タイミングで適
正化してきているというところが分かったので、これを機にということになります。以上です。

○【住友珠美委員】 分かりました。子どもの夢・未来事業団が今後始まるということで、今回の改
正に至ったということでございますけれども、そうしますと、市が直接支払うことによるメリット
というか、改善点というのか、その辺はどういったところがございますか。

○【平職員課長】 ちょっと繰り返しになってしまいますが、1つは、メリットとしましては、法の
趣旨にのっとった運用にできるということが1点目と、あとは、補助金として支出をしていると、や
はり実質的に人件費として市がどのくらい総体として負担しているかというのが埋没してしまって見
えにくい部分がございます。そういう意味では、派遣している職員も市が給料として支払えば人件費
として出てきますので、ある意味、人件費率はちょっと上がってしまう部分も影響あるかもしれない
んですが、総体の把握としては、そちらのほうがかしやすいですし、そういったメリットがあると思
っています。以上です。

○【古濱薫委員】 今、他の委員からメリット等について質疑と答弁を聞きました。逆に、しないこ

とによるデメリットなどはありますか。

○【平職員課長】 しないことによるデメリットとしては、今回、運用を見直すタイミングだと思っております。このタイミングを逸するというのは変ですけれども、運用として正しくするには、ここでやっていきたいという思いがございます。それと、これは先ほど他の委員さんの御質疑にもお答えしましたが、派遣される職員が今回多いので、しかもほとんどの職員にとって初めてのことで、やはり不安の中にはあると聞いています。その中で、引き続き変わらず国立市から給与が支払われるというのは、それは大きな効果の1つなのかなと思いますので、それができないというのはデメリットなのかなと感じております。以上です。

○【古濱薫委員】 派遣される側の職員さんの気持ちに寄り添った対応であることと今答弁を聞き、とても安心感を私も持ちました。

次の質疑ですが、そういった市職員、保育士、主に保育士の方々だと思うんですけども、また、子どもの夢・未来事業団採用の保育士の方々がこれから一緒になって保育に当たると思いますが、こういった給与の支払い方法以外に待遇でどのような違いがあるのか。例えば休暇の取り方ですとか、もちろん別の事業団ですから、市とそこで採用される条件が様々異なる部分があるというのは理解しますが、そういったことを市がどのくらい把握しているか、今の時点でお聞かせください。

○【平職員課長】 これもこの間、派遣される職員と職員課と児童青少年課と、子どもの夢・未来事業団さんとこれまで話合いというか、説明会を繰り返し行ってきました。その中で説明させていたっているのは、休暇制度等についても基本的には同じ制度が適用となるという形で説明をして把握はしております。

○【古濱薫委員】 休暇の取り方ですとか同じだと説明会を重ねて説明されている。議会の中でも複数議員が触れていますが、保育士給与の額の差は7%金額の差があると聞いていますが、その辺など、その他どのようにお考えですか。

○【平職員課長】 事業団さんが団体として決定したお給料の給与水準ということがございます。まずは、事業団としましては、将来的な経営的な視点も含めて、市の給与水準であったり、他の社会福祉法人の水準などを参考に決定したと、そのように聞いております。そういった意味では差があるということはこちらも把握しておりますが、その内容としては、問題はないと考えております。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 第9号議案には賛成の立場で討論いたします。

そもそも私たちは保育園民営化には反対をしているところではございますけれども、今回、職員さんの手当のものである法的整備ということでメリット、改善点のほうを伺いましたら、法の趣旨にのっとった運用をしていく。そして人件費の把握、また、職員さんの安心感というところではありますので賛成はしたいと思っておりますけれども、要望と致しまして、事業団職員さんについても、やはり手当などがきちんと同等に行えることを市のほうもしっかりと把握をしていただいてほしいとお願いを致しまして、賛成とさせていただきます。

○【小口俊明委員】 当該の法人くにたち子どもの夢・未来事業団は、民間の力、特に幼児教育と保育に高い見識を持つ専門家を中心とした法人に対して、国立市が資金面でも人材の面でも支援を行って設立された法人であります。ここで働く市職員の皆さんの待遇の一環として、市が直接手当を支給

できる体制は意義のあるものだと考えます。先ほど御答弁がありましたように、このことによって法の趣旨に沿った運用になるということ、そして人件費としての把握が可能となるということ、そして、何よりも事業団に出向く職員の皆さんの安心感につながる、こういうメリットが大きい、このように判断を致しますので、本案に賛成と致します。

○【稗田美菜子委員】 本条例案には賛成の立場で討論させていただきます。

今回の一部改正については、未来事業団に派遣する人数が多いということで、もともと本当は多分改正をしなければいけなかったんだけど、今回きちんと規定を整理するというので改正をすると理解しております。もともとは派遣した先でしっかりと仕事をしていくために給与を支給しないというのが派遣法の趣旨だと思います。だけれども、その中でも市との業務が密接であること、法律の言葉で言えば、地方公共団体と共同して行う業務とか、あるいはそういうことを補完して支援すると認められる業務であることを、それが主体として、派遣先の団体が主たる業務である場合に限ってという例外であると思いますので、国立市の条例で見ますと、社協さんと、それから未来事業団さんと、あと財団ですかね、3者だったと思います。そこについては市と密接にしっかりと、市の代わりにやっていっていただくというんですかね、市と共同してやっていくという内容ですので、直接支給ができるという内容に改定すると理解しますので、本条例案には賛成とさせていただきます。

○【古濱薫委員】 本条例案に賛成いたします。

市から派遣した職員の給与を市が直接支払う、しっかり状況を把握できてよいことだと評価いたします。保育園運営の財団化を了承した当時の保護者や保育士、関係者から言えば、財団化してよかったと思えなければ意味がないと思います。保育の要は保育者です。幾ら崇高な理念を掲げても、当の保育者がそれを理解していなかったり、あるいは力不足であったり、また、処遇により力が発揮できないなど様々な要因で理想の保育が行えない可能性は大いに考えられます。市職員には市が直接給与を支払う、事業団採用の職員には事業団が補助金でもって支払う、法の整理と職員の方々の安心感を守る、これは理解いたします。しかしながら、勤務する保育者同士の給与待遇の違いに当事者たちの戸惑いが生じないのか、これは、私は心配するところであります。くにたち子どもの夢・未来事業団が市内のみならず、全国の保育園の手本となり、保育の世界の地位向上に努めていただきたいこと、これを期待して賛成いたします。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(4) 第21号議案 令和2年度国立市一般会計補正予算(第13号)案

(歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、民生費、消防費、教育費、諸支出金)

○【遠藤直弘委員長】 第21号議案令和2年度国立市一般会計補正予算(第13号)案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、議会費、総務費の一部、民生費の一部、消防費、教育費、諸支出金を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第21号議案令和2年度国立市一般会計補正予算（第13号）案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、5ページをお開きください。第2表繰越明許費補正は、総務文教委員会の所管するものは、追加が1件です。新型コロナウイルス感染症により工事を延期したことに伴い、小学校校舎非構造部材耐震化対策工事の繰越明許費を追加するものでございます。

次に、第3表地方債補正は、総務文教委員会の所管するものは、変更が7件です。小学校トイレ改修事業債、以下6件について歳出の決算見込みに伴う財源調整及び起債協議に伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。

なお、項目が多い科目につきましては、主なものを御説明いたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金は、歳出の補正予算に対応し、特別定額給付金事務費補助金及び事業費補助金を減額するものでございます。項3委託金は、交付額確定に伴い、国民年金事務費交付金を増額するものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。款16都支出金、項2都補助金は、財源組替えにより、公立学校屋内体育施設冷房化支援事業補助金を増額するものでございます。項3委託金は、歳出の補正予算に対応し、国勢調査委託金を減額するものでございます。

款17財産収入、項2財産売払収入は、旧道路及び水路売払収入を増額するものでございます。

款18寄附金、項1寄附金は、くにたち未来寄附による指定寄附金を増額するものでございます。

款19繰入金、項2基金繰入金は、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。款20繰越金、項1繰越金は、100万円単位未満の財源調整のため、前年度繰越金を増額するものでございます。

款21諸収入、項1延滞金、加算金及び過料につきましては、決算見込みにより、個人市民税延滞金を減額するものでございます。項4雑入は、利用実績に応じて、公民館原紙代を減額するものでございます。

款22市債、項1市債は、借入充当率の変更により、小学校校舎等改修事業債を増額するものでございます。

次に、歳出の補正予算の説明を致します。歳出につきましては、大半が決算見込み、契約差金等による減額でございます。主なものについて御説明いたします。

20ページ、21ページをお開きください。款1議会費、項1議会費は、筆耕翻訳料などの減額を行うものでございます。

22ページから29ページにかけてが、款2総務費、項1総務管理費です。普通退職者及び勸奨退職者が発生したことにより、退職手当を増額するほか、事業完了により特別定額給付金給付事業費の減額を行うものでございます。

28ページから31ページにかけてが、項2徴税费です。通信運搬費などの減額を行うほか、受付窓口増設に伴う市民税事務員報酬の増額を行うものでございます。

30ページ、31ページをお開きください。項3戸籍住民基本台帳費は、システム変更委託料などの減額を行うものでございます。

30ページから33ページにかけてが、項4選挙費です。市長選挙関連経費を減額するものでございます。

32ページから35ページにかけてが、項5統計調査費です。指導員調査員報酬を減額するものでございます。

34、35ページをお開きください。項6監査委員費は、職員人件費等を減額するものでございます。

40ページ、41ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費は、国民年金システム改修委託料を減額するものでございます。

72ページ、73ページをお開きください。款9消防費、項1消防費は、出動回数の減に伴い、出動手当を減額するものでございます。項2災害対策費は、対象機器の保証期間を延長しないことから、自動メール配信装置使用料を全額減額するものでございます。

74ページから77ページにかけてが、款10教育費、項1教育総務費です。利用件数の増加に伴い、通級指導学級送迎サポート事業委託料を増額するほか、学校パソコン等賃借料を減額するものでございます。

76ページから81ページにかけてが、項2小学校費です。児童及び教職員健康管理事業に係る衛生用品の不足に伴い、消耗品費を増額するほか、屋内運動場空調設備整備工事請負費を減額するものでございます。

80ページから83ページにかけてが、項3中学校費です。屋内運動場空調設備整備工事請負費を減額するものでございます。項5学校給食費は、光熱水費などを減額するものでございます。

82ページから85ページにかけてが、項6社会教育費です。芸術小ホール管理運営に係る修繕費を減額するものでございます。

84ページから87ページにかけてが、項7社会体育費です。受水槽改修工事請負費を減額するものでございます。

86ページから89ページにかけてが、項8公民館費です。公民館事業講師謝礼を減額するものでございます。項9図書館費は、図書館事務員報酬を減額するものでございます。

90ページ、91ページをお開きください。款12諸支出金、項1基金費につきましては、次年度の関連事業に活用するため、新型コロナウイルス感染症対策基金へ積み立てるほか、ふるさと納税受入額をくにたち未来基金などに積み立てるため増額を行うものでございます。項2諸費につきましては、令和元年度の補助額等の確定に伴い、国・都支出金返納金を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。住友委員。

○【住友珠美委員】 何点か質疑させていただきます。25ページの庁舎等維持管理費についての1番、通信運搬費の増額理由と事業内容について伺いたいと思います。

○【津田総務課長】 こちらはコロナ禍の対応としまして、各課、電話による応対が多くなっておりますので、その通話料、あと会議室を執務環境にしていくという整備をしておりますので、そこで電話配線を3本増設に伴いました工事費、こちらが増額分の理由となっております。

○【住友珠美委員】 分かりました。電話の通話料と会議室に新しく電話を引いたということで理解いたしましたけれども、今後も、多分働き方が変わってくるのかなと思っています。今日もちょっと

テレビを見ていましたら、大分働き方としてもコロナ禍で変わってくるのが予想されます。一時的な形ではなく、働き方そのものを考えたときにテレワークとか、様々電話の通話料とかもあると思うんですけども、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○【津田総務課長】 庁舎内、限られたスペースというところもありまして、委員御指摘の部分もございしますが、まず、緊急事態宣言発出に伴う対策としまして、テレワーク端末を活用した在宅勤務体制、これを新たに取り組んでおりますし、また、時差勤務や土日の勤務の振替等、各職場における勤務内容、状況を踏まえて、各種職場において対応しているかと思えます。今議会にもこの部分につきましては、緊急事態宣言中のみならず、平時においても、やはり職員の子育てや介護や仕事との両立、あるいは業務の効率化を図る観点、これは進めていかなければならない事項と考えておりますので、多様で柔軟な、働きやすい環境の構築には引き続き尽力していきたいと、そう考えております。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。ぜひその辺考えて、通信費の小さいところかもしれないんですけども、働き方について、テレワークなど電話料、例えば予算立てていくことも必要なのか、物の考え方を変えていく必要があるのか分からないんですけども、その辺も考えていただけたらと思っております。

次に、75ページになります。75ページ、特別支援教育事業費の中で看護師派遣委託料、ここの減額理由と内容を少し教えていただけますか。

○【荒西指導担当課長】 こちらは医療的ケアが必要なお子さんが副籍交流として市内の公立小学校のほうで活動していくという予定がございましたので、そのための看護師派遣を委託する予定でございました。ただ、今回、新型コロナウイルス感染症の関係で、対面で基礎疾患のあるお子さんはなかなか交流できないということがございましたので、最終的にはオンラインでの交流、年間3回ということはやったんですけども、看護師を派遣してというような事業にはならなかったということで減額をさせていただいたということでございます。

○【住友珠美委員】 今、聞き漏らしてしまったんですが、支援学校の副籍交流でよろしかったでしょうか。ごめんなさい、確認を。

○【荒西指導担当課長】 副籍交流というのが特別支援学校との交流という形になりますので、そのような解釈でよろしいかと思えます。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。オンラインでの副籍交流をなさったということで、このまま減額になっていって、今後も続くとなると、効果的なやり方を考えていく必要があるのかなと思うんですけども、オンラインでやってみていかがだったのかということと、保護者さんとか当事者のお子さんからの反応というのはどんなものであったかということは聞いておりますか。

○【荒西指導担当課長】 予定にない形でのオンラインでの交流だったんですけども、こちらはしっかりと予定していた形でクラスの子との交流をという意味では、やはりオンラインには一定の効果があつたかなというふうに考えていますし、保護者の方もそれについては喜んでいらっしゃいます。ただ、本来的には直接交流したいというようなところが願いでございますので、次年度につきましては、感染症の状況も踏まえながら、ぜひ実施していきたいという保護者の御要望がございました。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。確かに副籍交流制度、私も当事者の保護者の方から声を伺っていると、自分もこのクラスの一員として参加できる貴重な機会、重要であるということを知っております。今後どのようにしていくか、オンラインでできたということは1つよかったかなと思うんですけども、いろいろ考えながらやっていただきたいと思いますし、お願いしたいと思います。

それと次、75ページの学校教育向上支援事業費の放課後学習支援等講師謝礼について伺いたいと思います。この減額理由と事業内容について、まずは教えていただけますか。

○【荒西指導担当課長】 こちらは児童生徒の学習習慣づくりということで、学校を会場として放課後に学習する機会をつくる事業でございます。小学校は5・6年生で各校週4回、中学校は全ての学年対象ですけれども、現在は主に定期テスト前などに集中して実施しているといった状況でございます。

減額の理由ですけれども、学校が臨時休業になった際には、この放課後学習支援教室も中止としておりましたので、その間の指導が行われなかったということと、学校再開後も御自身が基礎疾患をお持ちであるとか、あとは家庭に高齢者がいらっしゃるといった指導員さんたちについては、無理に指導をお願いするということができなかったので、少ない人数で指導していったということもございまして、ここで不用額について減額させていただいたというところですよ。

○【住友珠美委員】 分かりました。減額の内容は、今、丁寧な御説明でよく分かりましたけれども、私は、放課後の学習支援は受ける人数も増えてきたし、すごく取組としては重要なのかなと思っていたところだったんです。なかなかコロナ禍で難しいところもあったというのも理解いたしますけれども、この状態が続いていく中で、今後どのようにしていこうかということの見通しはいかがでしょうか。

○【荒西指導担当課長】 今現在はどの学校も放課後学習支援教室を実施しているという状況でございまして、指導員さんたちの状況も聞きながら、一応回数ということは継続していく予定でございまして。次年度は中学校のほうも回数を増やすというような方向性を持っておりますので、ぜひコロナ禍でうまく工夫しながら、実施を継続していきたいと考えてございます。

○【住友珠美委員】 こんなことにならないようにと思うんですけど、第4波とかいろいろ想像する中で、学習に滞りがないように、ぜひ工夫していただけたらとお願いしたいと思います。

それと、最後になりますが、79ページ、小学校教育環境整備事業費の中の、総体的に見ると4,688万8,000円の減額になっておりますけれども、この減額理由、内容について教えていただけますか。

○【近藤建築営繕課長】 お答えします。主な理由としましては、エアコン工事、あとエアコン工事の設計になってきます。まず、エアコン工事の設計のことについてお話しさせていただければと思います。対象校については、一小、四小、五小、八小となります。こちらの工事は、令和3年度に工事を予定しております。減額の内容としましては、起案時段階の設計精査で発生した差金及び入札により発生しました入札差金の合算となります。なお、こちらのほうの積算方法は、予算、設計金額ともに東京都財務局の委託料積算シートを利用しながら、工事費から設計費を算出していることとなります。

続きまして、工事のことでお話しさせていただければと思います。まず、工事に関しては、三小、六小、七小、三中、計4校の対象の工事となります。こちらの工事については、工事総量を抑えるために2校ずつ2つの工事にして発注しております。ともに2工事とも同じ市内業者さんが落札しております。

減額補正としましては、小学校費につきましては、入札差金及び契約内容の減額補正の合算となります。一方、中学校費に関しては、先ほど御説明させていただいた小学校費と同様に契約差金及び契約変更の減額、それに加えて起案時段階の設計精査で発生した差金という形となります。以上が内容となります。

○【住友珠美委員】 分かりました。ちょっと気になるのは屋内運動場、いわゆる体育館のエアコン設置の実設計委託料とか工事の内容について、結構多いなと思ったところでした。予算段階でもっと精査できなかったのかと思ったところですが、その辺に対してはいかがでしょうか。

○【近藤建築営繕課長】 まず、設計費のことについて御説明させていただくと、予算時、今年度実施した屋内運動場工事、三小、六小、七小、三中の1校当たりの平均工事費を参照としております。これに導き出された工事費に基づいて設計費を予算化したということです。起案時なんですけれども、より市場価格に近くなるように複数の設計事務所に対してヒアリングや見積り採取を行っております。今回の工事では、災害時に備えた自立発電式ガスエアコンを採用しているため、通常のものより多く機器代がかかっております。しかし、通常のものと比較した際に、作業量としては大きな差がないということが分かっておりますので、ここで一応設計精査を行わせていただいて、精査に基づいてちょっと差が出てきてしまったというのが設計段階の差になります。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。今、課長がおっしゃった自立発電式ガスエアコンというのと従来のエアコンというのだと、ガスエアコンのほうがいいというか、そういうことなんですか。

○【近藤建築営繕課長】 ガスエアコンとしても通常やはり始動電力が必要になってきますので、ただ、自立発電式というものは、災害時に電気が送られなくなったとしても自分で電気を発電することができるものになります。なので、こちらを今回採用したことによって機器代自体がちょっと高くなってしまったということがあります。

○【住友珠美委員】 分かりました。でも、いいほうになったというか、改善されたということで考えてよろしいんですね。

○【近藤建築営繕課長】 そうですね。工事費自体は上がっているという形なんですけど、設計段階では作業ボリュームが変わらないので、通常のを設計したのと同じぐらいでできると思われまので、それでやっていますので、中身に何か差が出たとか、そういうことはございません。

○【住友珠美委員】 課長の説明でよく分かりました。その自立発電式ガスエアコンというのを付けるということもよく分かりました。ありがとうございます。私からは以上です。

○【遠藤直弘委員長】 質疑の途中ですが、ここで昼食休憩と致します。

午前11時55分休憩



午後1時再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

この際、職員課長から発言を求められておりますので、これを許可します。職員課長。

○【平職員課長】 貴重なお時間を頂きまして、申し訳ございません。

先ほどの第8号議案の審査における古濱委員からの市で利用する採用試験の履歴書やエントリーシートに性別記載に関する御質疑に関してでございます。市で利用する様式は性別欄を削除しており、対応させていただいていると答弁させていただきましたが、市で独自に利用する紙の様式については御説明をさせていただいたとおりですが、昨年12月以降に実施した幾つかの試験におきましては、コロナウイルス対策として、インターネット上で申込みが完結するサービスをテスト利用しておりました。そちらの中には、男性、女性のチェックする欄が設けられてございました。こちらについては、今後非表示にするなど対応できますので、対応してまいりたいと考えております。

不十分な答弁を致しまして、申し訳ございません。おわびして訂正させていただきます。

○【遠藤直弘委員長】 ただいまの発言の訂正につきましては、委員長においてこれを許可します。

それでは、第21号議案の質疑を続行いたします。小口委員。

○【小口俊明委員】 では、質疑を致します。補正予算書、第21号議案、この中で言うと、79ページ、小学校費の中の教育振興費で、右のページ、79ページを見てみると、新型コロナウイルス感染症対策特別給付分というところの減額の記載があります。ここが小学校費で、同様に中学校費でも、81ページのほうに同じタイトルのものが出ております。いずれも減額というところの内容なんですけども、その減額の状況について伺います。

○【高橋教育総務課長】 こちら、新型コロナウイルス感染症対策特別給付金につきましては、令和2年4月、5月に臨時休業を行った際に、1つは休業に伴い、登校していれば、本来、給食が提供されるはずであったところ、自宅で昼食を用意する必要が生じた分につきまして、就学援助世帯は、受給世帯であれば給食費実費分につきましては給付されたところ、自宅での昼食は自己負担となることから、就学援助受給世帯を支援するべく、給食が実施されていけば負担したであろう給食費相当額につきまして、各家庭に支給するものでございます。

また、もう一点、臨時休業に伴い、家庭学習を行う必要が生じたため、その追加の負担が生じることから、受給対象の児童生徒1人につきまして、1万円の追加支給をしたものとなっております。

こちらの減額につきましては、当初補正を行った段階では、まだ就学援助の世帯の認定が行われておりませんでした。このため、私どもの見込みで人数を出していたところ、ここで、実績のほうが見込みを若干下回ったことから、その差額分につきまして減額するものでございます。以上です。

○【小口俊明委員】 今の御説明だと、この事業の本体は就学援助ということでありまして、給食費用に関係するところ、自宅ととか、そういう意味での部分と、それからまた家庭学習というところの事業、これの実績が見込みを下回ったということでの差額の減額ということかと思えます。事業的には、この2つの中身でよろしいですか。それ以外のものは含まれていない、この2つの事業ということではいいですか。

○【高橋教育総務課長】 内容としては今の2点になります。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 もう一度、御答弁いただけますか。ちょっと大きめな声で。教育総務課長。

○【高橋教育総務課長】 こちらの内容につきましては、今の2点となります。以上です。

○【小口俊明委員】 今が1つ目は、もう1つ、伺いたいと思っております、同様に79ページのところで、学校整備費、ここは小学校費のところで、洋式便器取替工事というものの減額があります。また、同様に中学校費で、これは83ページのところに洋式便器の関係の減額補正が入っています。これも同様に、どういう状況で減額になっているのかを伺っておきたいと思えます。

○【近藤建築営繕課長】 お答えします。洋式化の工事の減額の理由としましては、小学校、中学校ともに競争入札による契約差金ということになっております。以上でございます。

○【小口俊明委員】 契約差金という内容であるかと思えますけれども、これが適切に、契約差金として、本体の事業が滞りなく実施をされた上での減額と考えていいのかどうかを確認するために、令和2年度中の洋式便器への取替え工事の進捗について、適切に実施されたのかどうか、この経過について報告をお願いしたいと思います。

○【近藤建築営繕課長】 今年度につきましては、予定どおり、工事のほうは進められております。数としましては、小学校につきましては70か所、中学校に関しては28か所、計98か所の工事を完了し

ております。今回の工事によって、小学校、中学校ともに洋式化率80%以上をクリアしたということになります。以上でございます。

○【小口俊明委員】 洋式化率が当初、目標としていたものを上回って、80%を超えているということですが、80何%まで来ましたか。

○【近藤建築営繕課長】 それぞれで、パーセンテージは若干異なるは異なるんですけども、全体としても80%という形で、多少1%、2%差異があるぐらいでございます。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 それでは、御質疑させていただきます。74ページ、75ページのところで、教育費の学校指導等会計年度任用職員報酬等についてです。金額としては、1,719万1,000円という、割に大きめの減額ですけど、減額の理由をお聞かせください。

○【荒西指導担当課長】 申し訳ございません。もう一度お願いできますか。

○【稗田美菜子委員】 74ページ、75ページの会計年度任用職員さんの報酬のところなんですけど、1,719万1,000円の減額となっております。まず、減額の理由をお聞かせください。

○【荒西指導担当課長】 会計年度任用職員の報酬等につきましては、今回、年度内の雇用の中で退職をされる方とか、それから、途中で勤務できなくなった方とか、そういった方が出てまいりますと、その分の給料が支払われなくなって、予算として残っていくという形になっておりましたので、それについて最終的に減額補正させていただいたという形になります。

○【稗田美菜子委員】 令和2年の第4回定例会では増額補正をしています。そのときの増額補正の理由としては、小中学校の夏休みが短縮されたことによって、勤務日数が増加したために増額しているとなりました。具体的な数値で言うと、例えば、合理的配慮コーディネーターについては12万5,000円、教育支援室指導員については97万円、これは9号補正の段階です。スクールサポートスタッフに140万円などがありました。

その中で、例えば今回、スマイリースタッフ、9号補正では438万8,000円の増額、今回の13号補正では420万円の減額、外国語指導助手報酬については、9号補正で50万3,000円の増額、13号補正では50万円の減額。小学校特別支援学級指導員報酬は122万5,000円の増額、これは9号です。13号補正で300万円の減額。

すると増額した分を超えて減額しているものもありますし、その理由が、今おっしゃっていた途中で辞めちゃう方がいらっしゃって払うことがなくなったということ、内容がどうだったんですかと聞きたいんですけど、まず、減額のプロセス、増額して減額したというプロセスがどうなっているのかということ、まず、お伺いいたします。

○【荒西指導担当課長】 これは増額をさせていただいたのはコロナの関係でございまして、委員おっしゃっていただいたとおり、当初予定していなかった、7月31日までの授業延長ということがありましたので、単純にその分、勤務ができるように増額補正をさせていただきました。

その後、2学期、3学期と産休代替であるとか病休に入ってしまった方、それから、うちの教育委員会の会計年度任用職員というのは教員免許を持っている方が多くいらっしゃいますので、年度途中に産休代替の話がきましたとか、講師の話がきましたということで、お辞めになってしまう方が出てくるということになってしまいます。最終的には、これだけの減額補正をさせていただく形になったという次第です。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。増えた分に対して、9号補正の段階においては、これから先、足りなくなっちゃいけないからということで増額をしましたと。してみたところ、実際、現場として

は、産休代替で出なきゃいけなくなっちゃったので辞めなければいけないとか、病休で辞めなければいけない人が出てきたということであるんですけども、そうすると、そこに対して穴が空いてしまったというか、人員が欠員の状態ということだと思えます。それはどのように補っているのか、お伺いいたします。

○【荒西指導担当課長】 こちらは退職されることが分かった時点で、新たな会計年度任用職員の募集行為を行っていくという形になります。あらかじめ分かっているものについては、かなり早い段階から募集をかけられるんですけども、転職とかは急に来る話ですので、そこから募集をかけたりすると、1か月程度、穴が空いてしまうという状況になってしまいます。

この辺りは任用上の、我々も課題意識があるんですけども、学校はその間、何とか工夫していただきながら、必要な人員を確保できればそこを補充していくという形をとってございます。

○【稗田美菜子委員】 そうすると、今、御答弁いただいたとおり、穴が1か月程度空いてしまうというのは、もう実際あったということだと思えます。まず、そこで、その穴が今、現段階で埋まっているのかどうか、お伺いいたします。

○【荒西指導担当課長】 現状で言いますと、今、2名足りないような状況で3学期末を迎えております。ここで新しい、ほかの関係で年度末に退職という方もいっぱいいらっしゃいましたので、その分も含めて、採用行為を行わせていただきまして、今のところ、全ての職種について、一応、職員のほうは配置できる見込みとなっております。

○【稗田美菜子委員】 3学期については2名足りない状態で進んでいるということですよ。今まさに2名足りない。まず、何が2名足りないのか、お伺いいたします。どこの会計年度任用職員が足りないのか。

○【荒西指導担当課長】 スマイリースタッフと特別支援学級指導員になります。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。多分支援が大切に必要なところですよ。スマイリースタッフさんは普通級の子に、支援が必要な子に係っているところなので、スマイリーさんが1人足りないのと、特別支援学級のところの指導員が1名足りないということに進んでいるということですが、新年度に大丈夫という意味で、さっきおっしゃったんだと思えますけど、足りている見込みというのが、意味がよく分からなかったもので、どういうことなのか。

○【荒西指導担当課長】 厳密に言いますと、今の募集をかけたものについては、基本的には応募があったので採用できる見込みなんですけれども、学期末の動きがかなりありまして、また新たに採用する部分というのが出てきてございます。これについては、これから再公募を行っていくということでございますので、今募集したものについては、一応埋めることができたということでございます。

○【稗田美菜子委員】 今募集しているものについては埋めることができたけれども、一定程度の動きがあって、まだ埋まっていないところがあると。何が埋まっていないのか、お伺いいたします。

○【荒西指導担当課長】 ここで、スマイリースタッフが1名、それから、ぱっと今出てこないんですけども、応募したんだけど削れてしまったところが何人かありまして、あと、三、四名の募集になるかと思えます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。その資料を後で構いませんので、新年度で募集をかけているけども、現段階で埋まっていないところを頂ければありがたいと思います。

そうすると、今回の中で、まず、2名足りなかったところを学校で対応していただいたということは理解したんですけども、2名足りない中では、同じ内容にはならないと思います。支援内容が変

わってしまったところがあると思うんですけども、どういったことが変わっているのか、あるいは、どういったことを学校として具体的に工夫しているのか、人がいない中でどう対応したのかということをごきちんとお聞かせください。

○【荒西指導担当課長】 特別支援学級指導員については、特に学級の中での指導と、あとは交流及び共同学習をする際に人員が不足するというので、学校のほうがティーチングアシスタントとか家庭と子供の支援員を一部兼用するような形で、その他の支援員で補っていたという形がございます。スマイリースタッフのほうについては、こちらが2名だったところ、1名という形で支援する時間数というのは1人当たり少なくなってしまうということであったんですけども、ちょっと重点的な取組を行うなどして、何とか学校のほうでフォローしながら、支援のほうを進めさせていただいたということなんです。

○【稗田美菜子委員】 時間数の減があったけれども、集中してフォローしたということですが、そこら辺が具体的に見えてこない、支援が行き届いたかどうかというのが問題だと思うんです。そうせざるを得ない理由はよく分かります。そうだったということで対応しなきゃいけないと思うので、ただ、具体的にどう集中して、どのように整理をしたのか、お伺いいたします。

○【荒西指導担当課長】 まず、学校の配置の中で、人員というのは毎日のようにスケジュールを組んで行っていくわけなんですけれども、それから1名体制だったらどこを重点的に回るのが必要なのかということをお校内のほうで検討していただきまして、まずは、ここを重点的に入っていくという形で、学校のほうで創意工夫していただきまして、その中でできる範囲の支援をしていたということでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。詳しいことは、また討論でしっかり述べていきたいと思えますけれども、スマイリーさんとか特別支援学級の指導員さんとかが足りない中で、家庭と子供の支援員さんとかほかの会計年度任用職員さんを配置して、そこで連携を取りながらしっかりとサポートはしたと。ただ、できないこととできることがあって、できないことは事実だったということによろしいんですね。確認のためにお伺いいたします。

○【荒西指導担当課長】 やはり人員は欠員になっていたところがございますので、その分は多少、不十分な点もあったということでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。人が足りない中で対応していただいたということは分かりましたので、次の質疑に移らせていただきます。

78ページ、79ページに移ります。小学校教育環境整備事業費の中で、他の委員も質疑されてはいるんですけども、工事費のほうと設計のほうで差金が出たと。この差金というのが、私にはなかなか分かりにくい形というか、差金ってこんなに多く出るんですかというのが分からなかったところがあったので聞きたいと思ったんです。ここまでの中で、エアコンについては、過去にやった工事の平均を予算時に用いているということだったと思います。それで、予算化をしたけれども、起案時において、複数の会社にヒアリングをした結果、提案があったと。その中には自立発電式のガスヒーポンになったということだと思います。これは先ほどの説明でいきますと、災害時のときには電気がなくても自分で発電をして動くということが、これで行くと、事業者からの提案があったという意味だと思いますけれども、具体的に、どのようなほかに説明があったのかとか、ここに至るまでの経緯をお伺いいたします。

○【近藤建築営繕課長】 今の話は設計の話だと思われれます。設計時の話でいきますと、先ほどの説

明でもお話しさせていただいたんですけど、あくまでも、設計費は工事費から算出しているというところがありますので、予算化の段階では自立発電式の高いほうの機器設定で予算化をしていたんですけども、実際にヒアリングをする中で、通常ガスヒートポンプエアコンと作業量は変わらないという話がありましたので、それで、実際に起工時に関しては、その分を除いて工事費を算出したため、設計費が削減できたということになっております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。設計費のほうについては分かりました。

では、工事費のほうで減額されていると思います。これはどういう理由なのか、お伺いいたします。

○【近藤建築営繕課長】 お答えします。工事費について、減額の主な理由としては2点ほど、契約内容の途中での契約変更の部分の減額と、中学校に関してのみなんですけども、起工段階の設計精査による差金ということになります。

まず、小学校、中学校の共通する部分の途中での契約変更の内容としましては、契約変更ですけども、非常用のコンセント用電源配線経路に関してなんですけど、受注者様から積極的な提案がありまして、露出配管だったものを床下の隠蔽配管に変えませんかという提案がございまして、こちらの内容については、設計段階でも検討はしておったんですけども、実際に床下の空間がかなり狭いということもありまして、一般的な方法ではないという結論に至りまして、設計からは排除した経過がございまして、ただ、今回、露出配管をすることによって、子供の安全を脅かす可能性があるということで、市内の業者さんなんですけども、積極的に協力していただいて、それを隠す方向で検討していただきました。その結果、内容がかなり減額することができましたので、今回、途中での減額補正と至っております。

長くなりましてすみません。あと、中学校に関してなんですけども、起案時の設計精査については、三中のみが他校と異なって、燃料が都市ガスではなくLPガスとなっております。別に燃料タンクが必要となることから、その燃料タンクをどこに配置するのかというのが、検討する必要があるんですけども、予算段階でその辺りがまだ不十分でして、予算案時に関しては、何事にも対応できるように遠めのところに設置する計画で計上しておったんですけども、設計が進むに当たってかなり近いところに配置することができるということが分かってきましたので、その部分、工事費を削減することができまして、設計段階でかなり精査することができたということになります。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 専門用語が多く出たので、理解が間違っていたらいけないと思いますので確認をさせていただきますが、まず、エアコンのほう、小学校については、非常用コンセントの電源経路については、本当だったら、さっき露出配管と言いましたけど、体育館の中ですよ。子供たちが遊ぶ体育館の中を、管が壁を伝っていくということですよ。そういうことで考えていたんですけども、事業者さんの積極的な提案があって、それをしないで床下の中、体育館の床下を通らすことによって、そういう危険もなくなりますという提案があって、市役所としては、床下を通るといことが大変だろうと思ったから外していたけれども、事業者さんからそういうことができますという提案があったので、結局、大きく減額ができたということが1つと、それから、三中はLPガスなのでガスタンクが必要と、ガスヒートポンプなので。相当大きなガスタンクをどこに置くかというのが、まだ設計の段階では考えられなかったから、万が一、体育館から遠くに置いて、管が長く伸びてしまうかもしれないことも含めて大きな予算になっていたけれども、実際に事業者さんとやり取りをしていく中で、結果的には近いところに置いて、配管の長さも短くて効率がいいところに、両方ともできるようにな

ったということによろしいのかどうかお伺いいたします。

○【近藤建築営繕課長】 そのとおりでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。契約のことはなかなか難しい言葉とか専門用語が多いので、より分かりやすく説明していただけてよかったと思います。ありがとうございます。

それから、次の質疑に移らせていただきます。86、87ページのところになります。体育館管理運営費のところ、受水槽改修工事、これも743万1,000円の大きな減額となっておりますが、これも工事費の大きな減額です。内容をお伺いいたします。

○【近藤建築営繕課長】 こちらは施工依頼のほうを受けておりますので、当課のほうから回答させていただきます。こちらに関しては、同様に起工段階の設計精査で発生した金額、及び入札に生じた契約差金という2点で差金が発生しております。理由です。まず、本来であれば設計、施工、それぞれ1年使わせていただければ、かなり予算時にも精査することができるんですけども、今回に関しては、同年度で設計、施工を行っております。なので、工事費に関してはあくまでも概算費という形で予算をつけさせていただいておりますので、今回、設計をするに当たってなんですけども、差金が出ってしまったということになっております。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。私は以上です。ありがとうございます。

○【古濱薫委員】 よろしくお願ひします。予算書23ページ、オンブズマン運営事業費を伺います。

この減額の理由と、一般オンブズマンと子どもの人権オンブズマン、それぞれこれは一緒ですか。減額の理由をお願いします。

○【佐伯オンブズマン事務局長】 お答えいたします。オンブズマンの報酬につきましては、2名の方が週1回、出勤していただくということで予算化をしております。令和2年度につきましては、令和元年度と同額の511万5,000円を当初予算で計上しておりました。12月までの実績と、あと、1、2、3月の予定を見まして、若干の余裕を見ても残が出るという判断ができましたので、ここで減額をさせていただいたところでございます。以上です。

○【古濱薫委員】 ということは、コロナ禍の影響で、活動が少なくなったとか行わなかった事業とかの影響ではないということでしょうか。

○【佐伯オンブズマン事務局長】 おっしゃるとおり、コロナの影響でできなかったことももちろんございます。というのは、学校を訪問して、例えば朝礼とかでお話しさせていただくですとか、あと、児童館なんかの行事に参加して、一緒に遊んだりしながらオンブズマンを知っていただくと、そういう活動ができなかったというところはございます。

ただ、相談につきましては、件数自体は若干減ってはいるんですが、1人というか1件に対して複数回、やはり対応が必要になってきますので、そういう意味での活動回数としては減っていない状況でございます。以上です。

○【古濱薫委員】 1件1件時間をかけて丁寧に対応する案件が多かったという答弁と、コロナ禍の影響では、子供たちのほうに出向いていく、弁護士さんが出向いていくような周知活動がなかなかできなかったと理解をしました。

子どもの人権オンブズマンのほうの、特におっしゃっていただいた子供たちへの周知がすごく高い、7割、8割の子が子どもの人権オンブズマンという相談機関のことを知っていると聞きました。その理由は子供たちのほうに出向いていって待っているだけではなく、朝礼のときに挨拶をしたり、児童

館と一緒に触れ合ったり、話をしたりする中で、子供のほうからつらいような状況のつぶやきが聞こえてきたりしているということを前に聞きました。そういった活動が今年できなかった、やっぱりこれは困ったことの1つだと思います。

次年度など、感染防止対策などしながら、どのようにやっていこうとお考えでしょうか。

○【佐伯オンブズマン事務局長】 次年度のお話でしたけれども、今年度に関しましては、機関紙のほうを年3回、今のところ出しているんですが、それを1回増やしまして、4回出した形になっております。また、手紙の形で相談ができるように、新しくフォーマットをつくりまして、オンブズマンレターと呼んでいるんですけれども、こちらのほうを小中学校に配らせていただいております。

次年度につきましても、オンブズマンレターのほうを活用するところが1点と、あと、まだ具体的にどこまでできるかということが教育委員会のほうとは詰めていないんですけれども、機会を見て、また朝礼での御挨拶ですとか、そういうところができるように今後、調整していきたいと考えております。以上です。

○【古濱薫委員】 機関紙の増刷が1回多く配布して下さった、また、レターの形の新しいものを出されたということで、今年、コロナ禍のできなかったことを取り返すような取組をなさったと今、伺いました。コロナ禍特有の相談であったり、特色であったり、また、初めて今回したレターなどの形での影響とか反響とか、何か感じたことはありましたでしょうか。

○【佐伯オンブズマン事務局長】 コロナの影響というところでございますが、件数でいきますと、一般のいわゆる市に対する苦情の対応のほうですが、こちらのほうは件数が減っております、2月末時点で32件となっております。

片や、子供のほうにつきましては、2月末時点で20件となっております、このうちの5件が、先ほど御説明したオンブズマンレターという手紙によるものでございました。小中学校の全校生徒から見れば5件というのは少ないかもしれないんですけれども、子供の相談が昨年度も27件でしたので、その中で占める割合としては割と高いというところで、一定の需要があるのかと考えております。以上です。

○【古濱薫委員】 手紙という形で、今、5件あったということは、効果というか、子供の気持ちをすくい取れたのかと、検証を続けていただきたいところです。

次の質疑に移ります。77ページ、情報教育等関連事業、ここにたくさんあるので、5番の中であるんですが、そのうちG I G Aスクールの分がどれで、またどんな内容か、あと、ホームシステムもこの中のどれが当たるのかなど、内容も一緒に教えてください。

○【荒西指導担当課長】 まず、G I G Aスクールに関連したものでございますけれども、1つが学校I C T端末導入支援員委託料です。こちらは補助金を受けてやってございます。それから、学校パソコン等賃借料、こちらのほうは、今、学校がリースしている教員用のパソコン等も含まれているんですけれども、G I G A端末も含まれているということでございますので、これも関係してございます。それから、無線L A Nアクセスポイント設置工事、こちらがスクールの関係で設置されたものでございます。

あと、校務支援システムの関係につきましては、校務管理システム保守委託料というところ、こちらのほうになります。以上です。

○【古濱薫委員】 分かりました。このうちG I G Aスクールのほうで、まず伺いたいんですが、既にタブレット端末、児童生徒に全て支給されていたのでしょうか。一部だったのか、もう利用を始め

ている生徒もいると聞いていますが、その様子を教えてください。

○【荒西指導担当課長】 端末自体は、1月には全て学校に配備されておりましたが、ネットワーク工事が終わっていないと、実質的には使えないという形でしたので、3月上旬に全てのネットワーク工事が完了しておりますので、現在は使用できるような状況になってございます。以上です。

○【古濱薫委員】 実際に使ってみた様子ですか、分かっていることがあれば教えてください。

○【荒西指導担当課長】 これは今、お試して使っている段階なので、具体的にはこれからというところになりますけれども、私が見させていただいたところでは、特別支援学級の1年生は既にタッチで四角とか三角をなぞったりということ始めていましたので、割と子供たちは抵抗なく使える状況なのかと考えてございます。

また、授業の中でも、今は情報推進委員会という各校の情報担当者が集まった会議の中で、研究授業という形で、実際に、1人1台端末を使った授業のチャレンジみたいなものを今、始めているところでございますので、そういったところの知見をしっかりと次年度に生かしていきたいと考えております。

○【古濱薫委員】 そんな中で、先ほどの学校ICT端末導入支援員さんはどのように関わっているのか教えてください。

○【荒西指導担当課長】 これは、まだ実際にしっかりと稼働を始めたという段階にはなってございませんで、3月は学校のほうと顔を合わせて、学校の状況をつかんでいただくというところが、実際にできるところかと考えております。端末導入支援員としての学校への支援は、本格的には4月からスタートさせていただくという形になります。

○【古濱薫委員】 では、4月からの予定ではどのように関わっていくのか、教えてください。

○【荒西指導担当課長】 4月からは、端末導入支援については、特に教員がミライシードを有効活用できるような形になるために、そういった授業の仕方であるとか活用の仕方についていろいろと支援をしていく形になります。もちろん授業の中にも入ってもらいまして、困っている子供を手助けしてもらおうとか、あとは、インフラ的なことも今、採用しているICT支援員が中心にはなりますけれども、そういったところも協力いただきながら、学校全体の情報教育をしっかりと支援していただくと思っております。

○【古濱薫委員】 関わり方はある程度分かりました。ICT端末導入支援員さんは初めてすることなので、GIGAスクール自体、学校の先生方も研修を受けたりとかあるんでしょうが、分からないことだらけなので、すぐ近くで頼りになるのがこの方たちだと思うんです。ボリュームというか、関わり方のボリューム、今、授業の中にも入っていて、先生はもちろん子供にも接するというような内容でしたが、そういった活動が毎日なのか、週に1回程度なのかとか、そういった頻度を教えてください。

○【荒西指導担当課長】 これは各校、月に6回という形になりますので、1週間に1度は支援を受けられますけれども、2週に1度の週と、週に1度の週があると、そういった頻度になります。

○【古濱薫委員】 分かりました。各校月6回、全てのクラスを回するには1日では無理であるが、一月あれば回れるのかと、印象ですけれども感じました。

GIGAスクールについては以上で、校務システムのほうを伺います。これは令和2年度導入されたかと思えます。こちらは先生方の使い勝手など、校務の負担を軽減する目的だと思っておりますが、どのように使われているのか、負担が軽減されたのかどうか教えてください。

○【荒西指導担当課長】 これは、全ての機能を使う、本格的に運用するのは令和3年度からという形になるんですけども、令和2年度は主に成績周りについては完全に導入してまいりました。一応、校務支援システムという形で、一度データを打ったものについては重複して打ち込んでいく必要がないというところで、教員の働き方改革には寄与していると考えております。

ただ、慣れというものがございまして、導入段階の1学期と2学期あたりは、少しシステムの不具合などもあって戸惑ったところがあったんですけども、ここ3学期は、ほとんど問合せ等はなくなっている状況がありましたので、慣れてきているのかというところですよ。

それから、出退勤のほうもデータでやり取りができる形で進められるようになりましたので、これまで以上に正確に、教員の勤務の状況を把握できるような状況となってございます。以上です。

○【古濱薫委員】 分かりました。先生方の働き方改革、処遇、働く職場での負担、そういった事務的なものが少しでも軽くなったという答弁だったと受け取りました。

続きまして、全体としてなんですが、補正予算案全体として、コロナ禍の影響を大きく受けて減額したものが多いか、それとも、年度末だということで差金が生じたりですとか、どういった補正予算の性質だとお考えか、教えてください。

○【箕島政策経営課長】 例年、この時期の補正予算は、契約差金ですとか実施しなかったということで減しているものが多くございます。今回の補正予算につきましても、コロナが直接的に関連して事業を先送りしたものですとか、そういったものも当然入ってはおりますが、事業が通常行わなかった分、半々ぐらいという印象はあります。全部が全部コロナですというわけでもないですし、かといって、例年どおり、ただ単に契約差金だけだったというわけでもないと思っておりますので、お答えになっているか分かりませんが、両方あったのかと思っております。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 賛成いたします。様々な契約差金も、いろいろな努力をする中で、少しでもお金を抑えようということを感じられますし、また、業者さんからも提案を受けて柔軟に対応したという話もありました。それと、今回、コロナということで、幾つか延期したものについても工夫して、少しでもコロナに向けて対策を練ろうという予算になっているかと思えます。

それと、逆に中止しなかったというものも評価したいというものもあります。成人式などは、ここに載ってきてしまうのではないかと思っていたんですけども、今回、教育委員会の努力によって、批判もあったかもしれないですけども、やるという決断をしていただいて、やっていただいたことは本当にうれしく思います。私も、近くで成人さんがうれしそうに歩いている姿を見られたので、本当に心が温まりました。来年もそういった形で、成人式や修学旅行など難しいものもあるかもしれないですけども、ぜひとも行っていただきたいと思えます。

そういったことを言ひまして、賛成の討論と致します。

○【稗田美菜子委員】 それでは、賛成の立場で討論をさせていただきます。

小学校と中学校のトイレとか体育館のエアコンなどについては、事業者さんからの積極的な提案によって、よりよい形の工事ができたと思えます。また、そういうことが市内事業者さんから出てきたということは、これまでの積み上げを含めて、現場がしっかりと頑張ってきたんだと、積み上げができたんだと思えました。なので、行政だけの力じゃなくて、民間の提案なども活用しながら、子供

たちにとってよりよい、地域にとってもよりよい、体育館なんかは特に避難所になりますので、どんな子供たち、どんな人たちが来るのか分からない場所になりますので、地域にとってもよりよい環境整備につながったということについては大変高く評価いたしたいと思います。

学校指導等の会計年度任用職員につきましては、年度途中で産休の代替職員さんになったとか、あるいは、病休などで辞められてしまったところに対して、欠員が出て1か月ほどの空白期間があったということは質疑から明らかになって大変びっくりしました。ここについては、学校指導会計年度任用職員だけではないんですけれども、年度末の補正というのは、他の委員からもありましたが決算見込みとか、あるいは契約差金だとかという形で表記されていることが多いです。でも、実際のところ、よくよくこうやって質疑を聞いてみると、現場では相当大変だったんだろうということが分かるわけです。なので、一番最初の段階で、可能であればそういうことも含めて説明していただけたらとてもありがたいと思います。どういうことで困っていて、どういう対応をしてきたのかということが見える形にさせていただきたいと思います。

できたこともあったけれども、できなかったこともあったと当局側も教育委員会のほうとしても認識をちゃんとしているということは理解をしましたので、そこについてどういう課題があって、どうこれから変えていくのかということだと思います。過去は変えられませんので、この反省を、同じことを繰り返したときには、それは許しませんという話になってくると思うんです。

なので、今回については、例えば、具体的な御答弁の中では、普通級との交流事業の中で特別支援学級の指導員さんのほうが不足したことで、TAさん、大学生さんが間に入ってもらったりとか、家庭と子供の支援員さんに入っていてフォローしたとか、連携をとって何とか取組をしたということも分かりましたし、スマイリースタッフさんの欠員が出ているところについては、学校の中で配置とかスケジュールをその都度、日々変えると、毎日変えるみたいな言い方、そういう御答弁だったと思いますけども、そういうことで対応していただいたということは分かったんですが、現場としては、物すごく大変だったということだと思います。それを現場が大変だったということは、子供たちがどれだけ大変だったかということをごひ御想像いただきたいと思います。先生たちが大変だということは、子供たちなりに感じるんです。コロナであったから我慢しなきゃいけないとか、いろいろなことを子供たちは見込んで理解しようとして、先生たちもそうですが、もちろん学校もそうですし、教育委員会もそうだと思います。でも、子供たちも一丸となってやってきたことに対して、そこに甘えちゃいけないと思います。

例えば、人が足りなかったときに、授業としてやらなきゃいけないことは重々承知します。ただ、それを別の形でどうやったらできるかという発想だったりだとか、その事業を遂行するために、無理やり何かの形を変えるということのほうが私は難しいんじゃないかと、ひずみが生じるんじゃないかと思っています。なので、子供たちにとってよりよい形になること、また、それが現場で働いている先生や、指導員の方たちにとっても、すごく大きな負担にならない形を想定して、しっかりこれから先の、来年度ですか、今、現段階では募集したところについては、人数が今、応募があったということですが、具体的な職種、会計年度、どこの指導員さんだとかどこの方なのかというのはまだ分かっていませんけれども、空きが三、四名程度、現段階であるということで伺いましたので、そこをどういう形としてきちんと埋められるのか、埋められなかったときにどうするのかということ、現段階でしっかり考えて進めていただかないといけないと思いますので、それは強く申し上げておきます。

子供にとってよりよい環境、それは大人たち、そこで働いている現場にいる先生たちにとってもよりよい環境だと思いますので、それを率先して教育委員会が取り組んでいていただきたいということ強く申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【古濱薫委員】 すみません、本議案に賛成いたします。

全体として、コロナ禍において、思うように授業を行えなくなった部分と、行えなく縮小せざるを得なかったり、見送ったことがあった、それだけでなく工事等において事業者との丁寧なやり取りの中で、質を落とすことなく、よりよい選択ができたという答弁を聞きました。常日頃の努力を感じます。行わなかった事業については妥当であったのかどうか、どこかに過不足があったのではないか検証が必要なので、これは引き続き行っていただきたいです。

GIGAスクール関連は、本格導入に向けてやっと端末ですとか指導員の先生方が入る予定が整ったという時点だと思います。ミライシードという具体的なソフトウェアも決まり、期待するとともに、デメリットですとか危険性というほどではないかもしれないけど、心配な点も多々あります。丁寧にやっていていただきたいと思います。とともに、校務システム、教員の方々に今年度から、テスト的に始め、来年度から本格導入だということです。先生方の出退勤管理を適切にさせていただいて、処遇改善につなげていただきたいのはもちろんですが、出勤と退勤の時間を管理したところで、チェックしましたでは改善ではなく、中身の負担の軽減につながらないと意味がないことだと思います。早く帰れ、帰れと言われても、皆さんもそうだと思いますが、これだけまだまだ仕事が残っている中で、どうやって帰ればいいのか。先生方の御負担を見るにつけ、そういった校務システムが少しでもしっかり現場で生きるようにお願いします。

本格導入で利用できる機能の1つに、学校のクラスのその日に何人欠席があったかとか、把握が容易にできるようになると聞きましたので、児童生徒の学校生活、特に受験期には登校が不安定になるという話も聞いていますので、そういったことを教育委員会がしっかりつかんで、同じ子が続けて何日休んだかとか、不登校につながるそういった不安もそうですが、それだけではなくクラスがどうなのか、学級運営はですとか、そういった大きな視点で捉えて、子供たちの学校生活を支えていただきたいと思います。

行わなかった分の取り返しと言いますか、特にオンブズマン等の相談事業、児童の副籍交流が他の委員の質疑の中にありましたが、そういった直接心を支える事業に関しては特に留意して、次年度考えていただきたく、お願いして賛成と致します。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託された事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方は、ここで退席をしていただいで結構です。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から御報告を願います。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 初めに、今回も本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には、引き続き感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、各部ともに感染症対策を講じつつ業務に臨むことができいております。この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について、主に国立市健康危機管理対策本部会議の経過について御報告いたします。

お手元の委員会資料No.30を御覧ください。令和2年11月の常任委員会で報告した以降、対策本部会議を4回開催してございます。令和2年12月4日の第9回では、国立市医師会長より、感染が増加傾向にあり、家庭内の感染対策が重要である。インフルエンザの発生自体は非常に少ないといったコメントを頂きました。この会議の際、庁舎においてクラスターが発生した場合の対応として、消毒、PCR検査、執務室の代替場所、応援職員の配置、市民対応、周知等について課題点が示され、対策本部で適宜決定していく旨が確認されました。

なお、本部長である永見市長からは、常に緊張感を持って業務に当たり、年末年始の対応についてしっかり組み立てることとの指示がございました。

次に、令和2年12月22日の第10回対策本部会議では、市医師会長から、早めに受診をしてもらい、必要な人にPCR検査をしていく。密を避けることは必要だが、閉じ籠もるのではなく、体を動かすことも大切とのコメントを頂きました。この会議において、年末年始の対応として、市役所と保健センター、並びにくにたち福祉会館において、市役所や社会福祉協議会の職員が対応できるよう態勢を取ること、緊急時の現金給付や食料配付、宿泊場所がない方への対応、生活保護関連の申請や対応、自宅待機者への対応等について確認がされました。また、現時点でのコロナワクチンの接種スケジュールと課題について共有いたしました。

なお、本部長代理の副市長から、ワクチン接種に関して早急に体制を確立していくこととの指示がありました。

次に、令和3年1月7日の第11回対策本部会議では、市医師会長から、経路不明の感染が多くなっており、特定の感染スポットがあるということではなくなっている。体調が悪いときは頑張らないで休むこと等のコメントを頂きました。この会議において、令和3年1月12日から、市として、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、専任・兼務合わせて10名体制で、市民へのワクチン接種についての事務を進めることを確認いたしました。なお、この対策室は3月からさらに兼務の職員を増やし、現在13名体制となっております。

なお、本部長からは、緊急事態宣言が発出された後、市民の生活や事業者をどのように支えるかという点で、その現状を把握するため、この会議で様々なデータを指標として示し、対策を検討していくこととの指示がございました。

次に、令和3年2月18日の第12回対策本部会議では、市医師会長から、診療所で順調にPCR検査ができている市内医療機関もあり、多くの方が検査センターにつながる状況ではなくなってきたとのコメントを頂きました。また、この会議において、新型コロナウイルスの市民生活への影響を、経済的困窮、家庭状況、健康状態、人の流れなどに分けて、指標となる各課のデータを共有いたしました。市の指標の例を挙げますと、福祉総合相談窓口や生活保護の相談件数、住居確保給付金や社会福祉協議会が行う特例貸付けの件数、税徴収猶予の許可件数、倒産状況、児童虐待通告やDV相談の件数、特定健診の結果、自転車駐車場の使用料、コミュニティバス・ワゴンの利用状況等でございます。

なお、本部長からは、今後、市として、柔軟かつ的確な対応を進めていくこととの指示がありました。

これらに加えて、対策本部会議の下部組織である運営部会を11月に1回、12月に3回、1月に3回、2月に1回開催し、市内の感染状況の確認、対策に係る事業の進捗について共有し、課題整理や方針の確認を並行して行ってまいりました。特に12月、1月には都内や市内の状況の共有、国から発出された2回目の緊急事態宣言下における市の対応、コロナワクチン接種の事務の進捗等について、課題点を重ねて検討、協議しております。

続きまして、総務文教委員会が所管する各部の事業について口頭で御報告させていただきます。

政策経営部において行っていた徴収猶予の特例制度は、令和3年2月1日に終了いたしました。実績としましては、個人152名、法人55事業所に対して、計308件の徴収猶予の特例制度の許可を致しました。

行政管理部については、12月には感染防止対策の基本となる職場における小まめな消毒を励行するために、全職員に携帯用の消毒用アルコール液を配付いたしました。また、令和3年1月7日に緊急事態宣言が発出されたことを受け、感染防止対策のさらなる徹底や今後の応援体制について庁内に通知するとともに、緊急で在宅勤務実施要領を策定し、1月22日からテレワーク端末を利用した在宅勤務が可能な体制を整えました。あわせて、2月には健康福祉部の高齢者支援課の一部を3階会議室へ、福祉総務課の一部を1階ロビーへ移動し、職員が分散して勤務できるように致しました。

教育委員会では、9月にお認めいただきました補正予算を活用し、ここで市立小中学校11校のトイレについて水栓の自動化、人感センサー付照明の導入を行い、非接触化を図りました。また、中央図書館では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して電子図書館サービスを導入し、非来館による資料提供が可能になりました。各部の報告は以上です。

最後になりますが、現時点で、国立市民でPCR検査陽性が確認された方は累計で290名、そのうち療養等が終了した方が直近で279名でございます。市民の皆様の御努力もあり、現在、市内におけるクラスター発生情報は、引き続きございません。

今後は、新型コロナウイルスのワクチン接種について、集中的に事務を進めていくことになろうかと思っておりますが、引き続き感染拡大防止に向けて、市民の皆様や地域の専門職の方々と協力し、一丸となって市の対策を進めてまいりますので、議員の皆様にも引き続き御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、総務文教委員会の所管範囲で行っていただきますよう御注意を願います。住友委員。

○【住友珠美委員】 何点か質疑させていただきます。まず、全体的に、取組状況について頂いた資

料がNo.30の1枚だけだったので、内容がちょっと見にくいなと思います。様々話し合われて大変だと思うんですけども、もう少し詳しい内容の資料を頂くことは可能でしょうか。例えば、様々な件数、状況についての報告があったなどございましたけれども、大体どのぐらいの件数があったのかとか、あとは自宅療養者の支援がどのようになっているのかとか、また、新型コロナウイルスワクチン接種の準備状況がこれだけだと全然見えてこないで、できれば口頭ではなく紙面で頂けたらと思うんです。そういった資料というのはございますか。

○【古沢防災安全課長】 まず、こちらの委員会資料は防災安全課のほうで取りまとめをさせていただいておりますので、初めに私のほうから回答させていただきます。今回は、お手元の資料でございますけれども、本部会議の開催状況を掲載させていただいております。前回までの資料には各部の報告事項であったり、主な取組というようなものを掲載させていただいていたわけですが、こちらの記載につきましては、直近の議会から本議会までの間で異動があったことについて報告という形で前回記載をさせていただいております。今回、特にこちらに入れなかった理由と致しましては、防災安全課で取りまとめるに当たりまして、こちらの委員会資料が大体1か月ぐらい前までに取りまとめて決裁を取るわけなんですけれども、そうしますと、その前に私どもでまた各課に投げてまとめるといことになりますので、本日を迎えるに当たって若干1か月程度のタイムラグがあるということで、なかなかタイムリーな資料が出せないかなというところがございまして、今回につきましては、各課と調整いたしまして、口頭での回答にさせていただいたわけでございますけれども、今、質疑からお話しいただきましたので、また、今後については検討させていただければと思っております。

○【住友珠美委員】 ありがとうございます。内容はよく分かりました。タイムラグが出るということだったので口頭でということですが、例えば、今回口頭で様々出たことに対して、何か資料的なものが出るのであれば、ぜひ出していただきたい。というのも、市内で、私も歩いて皆様から最近の状況はどういうふうになっているのかということとか、例えば新型コロナウイルスワクチン接種の準備状況がどういうふうになってくるのか分からない、情報を教えてくれと言われるので、総務文教委員会で聞いてからお伝えしますと伝えております。ぜひ見えることがあったら資料を頂けたらと思いますので、その辺は重ねてお願いいたします。

では、先ほど申しました新型コロナワクチン接種の準備状況について、口頭で構いませんのでお話し、どのようになっているか……（「それは福祉保険の範囲」と呼ぶ者あり）そうですね。そうすると……

○【遠藤直弘委員長】 もう一度確認しますけれども、総務文教委員会の範囲で、所管がありますから他の委員会の所管に踏み込まないように、よろしく申し上げます。

○【住友珠美委員】 分かりました。失礼しました。それは福祉保険委員会の範囲なので、そのときにさせていただきます。聞いてみます。あとはないです。終わりです。

○【遠藤直弘委員長】 先ほど報告がありましたけれども、徴収猶予があったり、小まめな消毒をしたり、応援体制の通知があったり、テレワーク端末、また、職員の分散勤務、トイレの自動化、電子図書サービスなどなど今報告ありましたので、その件について御質疑を頂ければと思います。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 それでは、何点かお伺いいたします。小まめな消毒のためにアルコール、手指消毒のためのアルコール配付ということだったんですけども、それはそれでいいんですが、多分前提として、私の認識違いかもしれませんが、アルコール消毒よりも手洗いが優先というイメージが

あるんですけど、アルコール消毒を優先するみたいな感じなんですかね。何かその辺がちょっと分からなかったんですけど。

○【平職員課長】 質疑委員おっしゃるとおり、まず、大前提として、これまで庁内に通知している手洗いであったり、うがいであったり、もちろんマスクの着用も含めて一般的な感染防止対策というのはもう既に各職場で取り組んでいると。ただ、昨年12月上旬から下旬にかけて非常に急拡大しているような状況が、庁内でも1週間に二、三名ぐらいから家族が体調不良だとか、家族がPCR検査を受けるとか、非常にリスクが高い状況だったと捉えています。そういった中で、さらに職場で何ができるか、徹底できるかというところで、手だけではなくて、物を介した、電話を介した感染であったり、物の共有なんかをしていますから、そういったところの消毒なんかが必要になってくるというか、そこまでやりたいという中で取組をさせていただいたと、そのようなことでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。急拡大に合わせてという意味で、そうやって御説明を頂ければ分かったんですけど、すみません、急にアルコールを配ったのかなと思ったので。そうすると、多分、当たり前なことかもしれませんが、自分は自分で手洗い、自分を守るのと同時に、共用物についてはアルコールで何か、ウェットティッシュがあるじゃないですか、消毒ティッシュが置いてあって常に消毒するという環境にはないんですかね。

○【平職員課長】 庁内では、例えば共有のカウンターであったり、コピー機のスイッチだって共有と言えば共有ですし、照明の電気のぼちっとやるところとか、電話なんかも共有していますし、様々ございます。それを1個1個の場所に全部なかなか置けないので、全庁的には、朝、基本的な共有物については消毒をしてというのはやっていますが、さらに手元に1人1個、100ミリリットル用の小さいスプレータイプの消毒液がありますので、それがあればさらに小まめにできると、そのような考えで配付させていただいています。

○【津田総務課長】 あと補足で、ここで繁忙期ということで市民の方が多く見られるような状況、来ております。ですので、カウンター、市民対応する部署につきましては、消毒用のペンホルダーということで、ペンは消毒してあるのかとか、してないのか、そういう分け方もここで始めさせていただいて、皆さん、職員一丸となって感染予防対策を行っておる、そういう所存でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。確かに1階のカウンターのところに消毒ありと消毒なしと、でも同じ入れ物で消毒あり・なしと書いてあるから、間違っただけで入れちゃうことがあるだろうなという心配を実はしているんですけど、そもそもケースを替えたほうがいいんじゃないかというところがあるので、その辺も考えていただければと思います。全庁的に一生懸命取り組んでいるというのは分かりました。私のイメージと違って、手指消毒のための消毒というよりも、全般的に共用物も含めた消毒のために配付したということで理解しました。しっかり取り組んでいただけると理解しましたし、背景として、12月上旬からの急拡大に伴ってということがあったということで、さらにリスクが高いのを軽減させるための措置ということで理解いたしました。

それから、会議室、多分密を防ぐためということだと思いますが、3階の会議室に行ったのと1階のロビーに行ったのがどこの課で、どういうふうに移ったのか、そこを決めた理由とかも含めてお伺いいたします。

○【津田総務課長】 いずれも健康福祉部というところで、どうしても執務スペースが狭い状況というところが、一番健康福祉部が多い状況でした。ですので、3階の第3会議室は高齢者支援課の部分

と、あと1階の西側の市民ロビーにつきましては、福祉総務課の一部ですけれども移動させて、なるべく職場内での過密な状況を避けてきている、そのような体制を取りました。

○【稗田美菜子委員】 健康福祉部で、3階の第3会議室に高齢者支援課の一部、それから1階のロビーに福祉総務課の一部ということで理解をしました。執務スペースが狭いということ、確かにあそこの福祉のところはびっくりするぐらい密だと思うので、そもそも大変だと思うので、分けたのはいいと思うんですけれども、ただ、よく民間の会社とかでも言われているんですが、リモートになったりとか、人との接点が少なくなったことによって、日常会話の中とか、たわいない会話の中で結構な情報共有だったりとか、いろいろな案とか、何か問題、課題に対する共通認識が持てたりというのが実は日常的なことで起きていたと。それがコロナになってリモートになったり、在宅になったことによってそういうのが全部分断されちゃって、連携を取るのが実は難しいみたいなことが民間の会社とかでもよく言われていると思います。特に高齢者支援課とか福祉総務課というのは、1つの案件についても複合化だったり、いろいろな問題が絡んでいると思うんです。そういったことを情報共有するのが1階と3階ではちょっと大変なのかなと思いますし、ましてや、例えば担当している課長さんたちといいますか、担当している職員さんたちが階段を上り下りしなければいけないという現状が生まれているのではないかなと思うんですが、その辺、どのように考えているのかお伺いいたします。

○【大川健康福祉部長】 御指摘のとおり、1階と3階に分かれる。あと1階の執務室からロビーに出るという、そのことで行き来というのはかなり増えています。主に係長、課長が行き来をして必要な情報を共有するための努力を毎日しているということに加えて、打合せを集まってやるというようなことも今までに加えてやるようにして、そのときの係や課の課題や、やらなければいけない事項など急に出てきますので、そういうことに対応できるように何とか善処しているというような状況がございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 結局、人間でカバーするしかないというところだと思うんです。結局のところ、打合せするには集まらなければいけないしということなので、それを今、主に係長と課長さんたちが担っていただいているということは、ある意味で仕方ないんですけど、何かそこをもう少し改善できるような策みたいなのも含めて、ぜひ考えていただきたいと思います。

たしか議会棟というんですかね、控室に入る前の階段をとにかく行ったり来たりしている職員さんが増えたと思うんです。3階まで行ったり来たりしている職員さん、職員さんだから頑張るわけです。自分たちの仕事だと思うし、頑張らなきゃと思って頑張っているんですけど、結構それが負担になっているということもあると思うので、3階の第3会議室というと福祉の一番西側からすれば、割に東側ですよ。もうちょっとこっちに行くとか、結果的にそこになったということは、いろいろ理由があるのかもしれないんですけども、より働きやすかったり、仕事の情報共有のための負担が増えるということはあまりいいことではないと思うので、そこは何らかの改善方法を考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○【大川健康福祉部長】 業務がどういう状況になっているか、進捗をリアルタイムで確認していくには、その都度、電話なり、人が伝えるなりというようなことは日常的に必要なだとは思っています。それはそれとしてやるとしても、その日、終わらして、例えば次の日に何をやるかとか、係でどのような申合せができているかとか、その辺りは共有メールなどでもできることもありますので、その辺、一目でできるような何か、そういったことも加えながら工夫してまいりたいと思っております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。これは意見も併せて言っているんですよね。様々な状況で、とにかく新型コロナという新しいことに日々ステージを変えながら進んでいるわけですから、これが一番いいというのが分かって進むことはないと思うんです。だから常に改善を見ながら、どうしたらよりよくなっていくのかというのは、市民の方に対してもそうですけれども、職員さんの中でもそうだと思いますし、職員さんの中での働き方とか、情報共有の仕方とか、余裕が出るのが次の一手、次の市民に対することにつながっていくと思うので、ぜひそこについてはしっかりと取り組んでいただきたいということを申し添えておきます。私は以上です。

○【古濱薫委員】 3点、今の稗田委員が触れた会議室の件と在宅勤務の指標の件と電子図書サービスについて伺います。密を避けるということではいろいろな移動をされたということですが、職員さん方のお昼御飯を取るのに、食堂の方はいいんでしょうけど、お弁当の方ですとか、以前は会議室を使ったり、空いているスペースで召し上がったりしていたかと思うんですけれども、食事とか集まってすることも避けなければいけない。今どんなふうになさっているのでしょうか。

○【津田総務課長】 おっしゃるように以前はありましたが、やはりコロナ禍でということで、黙食ではありませんけれども、食事中もということもございまして、なるべく自席の付近で取っていただくような形で、食事後も大変厳しい状況といいたいでしょうか、失念部分もあるかもしれませんが、マスクをしていただくというような、そのような対応を取らせていただけて感染予防に力を入れているという状況でございます。

○【古濱薫委員】 民間企業などでもフロアですとか、ベンチがあるところとかで今までしていたものが、職員さんなどは芸小ホールの1階のホールですとか、よく会計年度任用職員さんの方とか、職員さんが集まってなされていたのが、皆さん、お昼御飯を食べる場所に苦勞なされているのかなと。今、自席で一人でということでしたが、全ての職員さんに自席があるのでしょうか。

○【津田総務課長】 恐らく会計年度任用職員さんには、職場によってはないところもあるかと思っております。

○【古濱薫委員】 そうすると、そういう方々はこういったふうな召し上がり方で。

○【津田総務課長】 想定のお答え方で申し訳ないところがあるんですけれども、各職場には打合せ用と称した、ちょっとしたテーブル等もございまして、そちらを利用なさっているのかなと考えております。

○【古濱薫委員】 恐らく皆さん、各自工夫されて交代であったり、会議室は恐らく使わないというルールがあるのかなのか、ちょっと私把握していませんが、結構苦勞なされているんじゃないかなと。今頃の伺いで申し訳ないんですが、丁寧に、会計年度任用職員さんですとか、以前でいうと臨時職員さんとかいうふうにしていただいていた方、ちょっと正職員の方に遠慮する部分もあると思うんです。自席があるわけでもなく、こういう長机で、皆さんで交代で取っていたりなさっている。学校においても支援員の先生方とかには机がない方も多いと思います。だからといってこういうところに集まって食べるわけにもいかない。どうしたらいいのか、今頃なんですけど、丁寧に見ていただきたいと思います。

次の在宅勤務の指標ですか、マニュアルのようなものですか、作成なさったということですが、どのようなことなのか教えてもらえますか。

○【平職員課長】 今回、緊急事態宣言を受けて緊急に実施するというので、1月22日からテレワーク端末を使ってテレワークを実施するための在宅勤務実施要領という形で策定しております。実施

期間としては、まずは緊急事態宣言終了日までというふうにしておりまして、そこまでまずはやってみて、今後もテレワーク自体は進めていくという方針でありますので、今回、緊急でわっとつくったところがあるので、そこでまた緊急事態宣言が終わったら仕切り直して、平時のテレワークについて改めてまとめていこうと思っています。

現在としては、テレワークの時間の単位、例えば1日単位がもちろん理想だと、というのは通勤を省くことができますから。ただ、やむを得ない場合は午前または午後という半日単位でもいいですよとか、あとは場所ですね。いわゆるテレワークとして、勤務場所としてふさわしい場所はどこかという問題なんかもまだ整理できていないです。ですので、基本的には、今、自宅に限定しております。例えば喫茶店などはどうなのかという問題とか、あとはテレワーク用の貸しオフィスなんかもあると思いますけど、そういった整理もまだできていない中で、まずは自宅でやってくださいということで整理しております。

あとは対象となる業務内容、令和2年5月の緊急事態宣言のときに実施したのは、端末もない中で無理くり在宅ワークをしていた。そのときはやむを得ず学習とか、直接業務に関係ある法令なんかを読み込んだり、そういったことも対象としていましたけど、今回、端末が入って、ほぼ執務環境に近い環境を家で準備できますので、そういう学習なんかは対象から外します。直接業務をやってくださいということです。あとは対象となる職員であったり、在宅勤務をする職員の義務、当然ですけど、職務専念義務がありますから、そういったことであったり、あとは取得の手続の流れ、そういった一般的なルールをつくったということでございます。以上です。

○【古濱薫委員】 ありがとうございます。過渡期というか、つくっていく課題がまだまだある時期だと思います。私はたとえ行政でも、公務員の方々でもフレックスタイムの利用など考えてはいかかかと発言したことがあります。コロナ禍で急いで導入されましたが、全ての方々の働き方において、働き方を選べるということは、こういった状況ですが、歓迎することと捉えたいと思います。場所の問題、東京都でもサテライトオフィスなどしていますが、皆さん、困って工夫をされて、自宅でも、自宅といっても、私も自宅で仕事をしていたことがあります。適した状況では普通はないですよ。それを、テレワークが始まったということで、職員の方が自分の家で工夫して、家族もいらっしゃるかもしれない、いろいろな状況がある中でやっぺいらっしゃる、通勤時間がなくなったことで楽なことばかりではないですよ。そういった御負担もある中、民間企業なんかだと、家で仕事をするのだから、その間かからなかったはずの光熱費ですとか、備品ですとか、そういったことが社員の負担になるという考え方もあります。そういったことは市役所では検討されていますか。

○【平職員課長】 そういったことも今後整理していくべき内容だと思います。現行ですと、またちょっと今後変わっていきますが、今回、緊急で実施したときには、自宅のWi-Fi環境を御利用いただいて、それは当然、御自宅で職員が負担しているわけです。あとは電気代、場合によっては電話代なんかも今の整理だと御負担いただいている。そこをどのように整理していくかというのは、今後の課題だと捉えております。

○【古濱薫委員】 大手企業なんかだと既にそういったことが支給されているところも、御存じかと思いますが。ぜひ職員の方の負担が少しでも軽減されるよう適切に、もちろん予算のかかることですが、考えていただきたいと思います。

次の電子図書サービスを伺います。コロナ禍ということで、一気に導入を契機になさったと思いますが、コロナ禍でなくても必要性はあった事業なのかなと思います。図書館に来られない、行きにくい

方とか、紙じゃないほうが読みやすい方だとか、いろいろいらっしゃる中、今回の導入でコロナ禍以外の効果とか影響とか、何か感じていることがあったら教えてください。

○【氏原くにたち中央図書館長】 そうですね、やはりコロナ禍の影響は非常に大きいとは思いますが、子育て中ですとか、介護中の方、あとは視覚のしょうがいをお持ちの方にも御利用いただけるシステムになっていますので、そういった方々にも御利用いただけたと考えております。

○【古濱薫委員】 私もこの事業が導入されてよかったなと思います。利用のほうはいかがでしょうか。伸びているというか、件数ですとか。

○【氏原くにたち中央図書館長】 そうですね、現段階ですと、ようやく2週間といったところですので、その中での御報告になりますが、大体1日平均で200冊程度の閲覧です。貸出しにしましては、86冊程度1日に貸出しを受けております。

○【古濱薫委員】 ちょっとぴんとこないんですが、紙の図書と比べると、ボリュームはどうなのでしょう。

○【氏原くにたち中央図書館長】 やはり紙の書籍ですと、所蔵数もかなり30万を超える冊数ですので、大体中央図書館においては、1日1,000冊程度は貸出しを受けているところなんですけど、電子書籍にしましては、まだ所蔵が本の3%にも満たないような状態ですので、その中では比較的伸びているなというような印象を抱いております。

○【古濱薫委員】 3%、そこが86冊ということは多いんだなと、何となく今やっと分かりました。ぜひ、コロナ禍での導入でありますけど、伸ばしていただきたいのと、あと1つ、私が借りた本の中では、せっかくスマホとかタブレットで見えたり、パソコンで見えて、よく大きくして見たいと思って拡大をするんですけども、解像度があまり高くないものもあつたりして、小さくして見えないと見にくいものもあつたりして、これはサービスの限界なのでしょう。そういうものなのでしょう。私の環境設定なのか。

○【氏原くにたち中央図書館長】 そういったお声も何点か伺っておりますので、今後、事業者に確認しながら、改善できれば改善していきたいと考えております。

○【古濱薫委員】 少しでも快適な利用がされるよう、プランの検討は随時していただきたくお願いします。以上です。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。



○【遠藤直弘委員長】 以上で本日の案件は全て終了いたしました。

これをもって、総務文教委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時29分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年3月15日

総務文教委員長

遠藤直弘